

令和 6 年

富岡町議会会議録

第 4 回 定例会

9 月 17 日 開会 ～ 9 月 18 日 閉会

富岡町議会

令和6年第4回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月17日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会（午前 9時00分）	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸報告	7
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	13
渡 辺 三 男 君	13
佐 藤 啓 憲 君	27
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	36
○散会の宣告	47
散 会（午後 1時47分）	47

第2日 9月18日（水曜日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	52
○説明のため出席した者	52
○事務局職員出席者	52

開 議 (午前 9時00分)	5 4
○開議の宣告	5 4
○議事日程の報告	5 4
○教育委員会委員就任挨拶	5 4
○会議録署名議員の指名	5 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 5
○委員会報告	9 1
○動議の提出	9 4
○閉会の宣告	9 5
閉 会 (午後 1時55分)	9 5

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和6年9月17日（火）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 令和5年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第48号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第49号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第50号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 認定第 1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 7号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 7号 令和5年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第48号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第49号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第50号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 認定第 1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 58 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 59 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 60 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 報告第 6 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 7 号 令和 5 年度富岡町継続費精算の報告について
議案第 48 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 49 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 50 号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 51 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 52 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 53 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
認定第 1 号 令和 5 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 5 4 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 5 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 6 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 7 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 8 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 9 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 0 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 6 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 7 号 令和 5 年度富岡町継続費精算の報告について
議案第 4 8 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 9 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 0 号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 1 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 2 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 5 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

○出席議員（10名）

1 番	安藤正純君	2 番	辺見珠美君
3 番	平山勉君	4 番	佐藤啓憲君
5 番	渡辺正道君	6 番	高野匠美君
7 番	宇佐神幸一君	8 番	高橋実君
9 番	渡辺三男君	10 番	堀本典明君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長 山 本 育 男 君

副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	斉藤一宏君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拓君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会 事務局 局長	遠藤博生
議副 会 事務局 局幹 兼 庶 務 係 長	杉本亜季
議 会 事務局 局事 庶 務 係 主 事	高橋優斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程について、去る9月12日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から19日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和6年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和6年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、双葉地方広域市町村圏組合に係る令和5年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書併せて富岡町社会福祉協議会等の諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願いいたします。

最後に、議会会議規則第122条に基づく議員派遣報告についても、文書をもってお手元に配付させていただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 宇佐神 幸 一 君

8番 高 橋 実 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

6監第10号、令和6年9月17日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和6年5月（令和5年度5月分・令和6年度5月分）・6月・7月。

（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和6年6月24日・7月17日・8月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以降、別紙については記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第27号、令和6年9月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託され

た事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)9月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年9月12日午前8時52分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。人事案件2件、条例の一部改正案件4件、決算7件、補正予算7件、合計20件。(2)9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月17日から19日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。

(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、議員派遣報告2件について、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長(堀本典明君) ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(佐藤啓憲君) 報告第28号、令和6年9月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第219号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第219号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。第1回から第4回まで開催しております。日時その他につきましては、お読み取りいただきたいと思っております。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第219号の編集について。とみおか議会だより第219号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町議会議事堂の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のインタビュー形式ではなく、2024年パリオリンピックバドミントン競技出場選手壮行会の写真を掲載することに決した。とみおか議会だより第219号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。

リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウト審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第219号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第29号、令和6年9月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年5月・6月・7月分）について、2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)福島第二原子力発電所で保管している試料等の福島第一原子力発電所への輸送について、(3)福島第二原子力発電所廃止措置実行計画について、(4)その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。委員からは、職員が第一・第二原子力発電所を視察しての質疑や、当初の予定から現在までの計画について工程の遅れがないか常に確認するよう要望が出された。2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、

答弁保留となっている質疑があることに対し説明責任を果たすことや、燃料デブリ取り出しの際のミスを繰り返さないような対策を取るよう強く意見が出されたほか、モニタリング結果で核種の周知の方法、廃炉に当たっては発注者としてさらなる責任感を持つよう要望等が出された。(2) 福島第二原子力発電所で保管している試料等の福島第一原子力発電所への輸送について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。(3) 福島第二原子力発電所廃止措置実行計画について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。(4) その他。議員からは、処理水に含まれる核種について、誰もが理解しやすい周知方法の要望や、ミスを積み重ねることによる社会的影響への懸念等が出された。3、その他。

終わります。

○議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。令和6年第4回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、先月連続して発生いたしました台風5号、7号につきましては、福島県への上陸の可能性や台風自体の大きさなどを考慮し、町民の安全を最優先に考え、早期に文化交流センターに自主避難所を開設する対応を取りました。幸いいずれの台風においても、危惧されたほどの風雨に見舞われることなく、大きな被害は確認されませんでした。また、その後に発生した台風10号についても、当初予想進路が定まらず、当町への影響も懸念されましたが、最終的に進路がそれたことにより、大きな影響はありませんでした。今後も引き続き台風の発生や動向を注視し、町民の安全を最優先に、万全の対策を講じてまいります。

次に、去る7月10日に堀本議長、安藤副議長と共に土屋復興大臣をはじめ、経済産業省、環境省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部を訪れ、当町の復興創生に向け、帰還困難区域の復興再生、復興財源の確保と復興推進体制の継続、帰還と移住の促進に関する取組への支援の継続の大きく3つの項目について強く要望を行ってまいりました。引き続き第2期復興・創生期間以降における十分な財源や枠組みをしっかりと確保した上で、複合被災地の復興再生に責任を果たすよう求めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、帰還困難区域の復興再生に関しては、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、当該区域内の除染や建物解体が9月5日から開始されております。帰還困難区域の復興再生なくしてふるさと富岡の真の復興は果たされないと折に触れて申し上げてまいりましたが、小良ヶ浜地区及び深谷地区の帰還、居住に向けた大きな一歩を踏み出すことができた実感しております。7月初旬に開催した第5回意見交換会で地域の皆様からいただいたご意見を踏まえながら、関係機関と緊密に連携し、両地区の早期の避難指示解除に向けた取組を推し進めてまいります。

次に、昨年度から策定作業を進めております第三次富岡町災害復興計画につきましては、今年度これまで4回開催した政策課会議において今般取りまとめた骨子を基に、地域づくり、ひと・健康づくり、くらしづくり、しごとづくりの4つの部会を編成し、当町の現状や課題の解決に向けた具体的施策の検討を重ねております。今後11月中を目途に素案を取りまとめ、議会の皆様へのご説明やパブリックコメントを実施し、今年度内の計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、野菜集出荷施設について申し上げます。去る6月27日に稼働式を行い、先月末までに令和6年産タマネギの受入れを完了しております。受入れ総量は約211トンで、そのうち町内産は約97トンとなっております。本施設の稼働により生産性の向上と農業経営の合理化、さらなる栽培面積の拡大を図り、タマネギの一大産地化を目指してまいります。

次に、公共施設の維持管理、整備等について申し上げます。道路通行の安全を確保するため、道路維持管理事業として町道幅員及び視距の確保を目的とした除草作業を実施しております。現時点で全工区において雑草の刈取り作業が完了し、除草剤散布等の作業に取りかかっております。

公園事業につきましては、公園利用者の利便性向上を目的として整備が完了している夜の森公園を除く夜の森つつみ公園などの周辺公園の整備構想の策定を進めております。今後この整備構想に基づき、計画的に整備を進め、地域の魅力向上に努めてまいります。

下水道関連事業としては、小良ヶ浜地区の農業集落排水管渠復旧事業に着手いたしました。今年度末を完成目標として着実に工事を進め、区域内の復興関連事業が順調に進捗するよう努めてまいります。

次に、疾病予防対策について申し上げます。まず、糖尿病の予防対策として、今年度から福島県立医科大学のご協力により、国保ヘルスアップ事業として糖尿予防教室を実施しております。これまで医師による講話、栄養管理士による栄養講話と調理実習、理学療法士による運動講話と体組成測定などを実施しており、8月末現在で計7回のうち4回を実施、延べ49人の方が参加されております。

先天性風疹症候群の予防対策としては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの風疹抗体価の低い世代の男性を対象に、令和7年3月までの時限措置として、クーポン券を利用した抗体検査の受検を勧奨しております。今年度は、対象者1,064人の未受検者に対し勧奨通知を発送し、28名の方が受検されております。

子宮頸がん予防ワクチンについては、過去に全国的な副反応の発生報告を受けて、積極的な接種勧奨を差し控えておりましたが、同時期に接種の対象だった平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性で、接種履歴が確認できない方を対象にキャッチアップ接種を実施するための勧奨を行っております。今年度は、対象者399人に勧奨通知を発送し、23人の方が接種されております。

次に、この夏に開催されましたイベント等について申し上げます。7月6日開催の町外コミュニティー維持事業、富岡体験バスツアーには50代から90代までの14名の方が参加されました。町内に残る帰還困難区域を車窓から見るとともに、学びの森を会場とした藍染めやニュースポーツ、モルックの

体験を通して、避難されている方々同士の交流を深め、参加者からは初めての藍染め体験で楽しめた、久しぶりに体を動かしてストレス解消になった、みんなと楽しい時間を過ごせてよかったなどの声をいただきました。

7月27日から8月5日にかけて行われたパリオリンピックのバドミントン競技においては、富岡町ゆかりの5名の選手が出場し、女子シングルスで大堀彩選手がベスト8に進出、混合ダブルスでは渡辺勇大、東野有紗ペアが前回大会に続き銅メダルを獲得するという快挙を成し遂げました。8月2日には富岡町文化交流センターを会場にパブリックビューイングを2回開催し、集まった町民が一丸となってふるさとゆかりの選手へ熱い声援を送りました。

そして、夏本番を迎え、8月8日に開催された富岡駅前にぎわいフェス2024を皮切りに、町民有志による富岡盆踊りMAMORI隊主催による富岡盆踊り、400年以上の伝統を誇る上手岡麓山の火祭りや、富岡漁港を会場とした富岡夏まつり2024がそれぞれ開催されました。各イベントとも天候にも恵まれ、町内外から合わせて約6,300人の方々が来場し、富岡町の夏を彩る様々なイベントを満喫され、大盛況となりました。特に富岡夏まつり2024では、同日19時より花火大会も開催され、夏の夜空に大輪の花を咲かせ、来場者を魅了していました。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、報告案件2件、人事案件2件、条例の一部改正案件3件、共同規約の一部改正案件1件、令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算をはじめ6特別会計の決算の認定案件7件、令和6年度富岡町一般会計補正予算をはじめ6特別会計の補正予算案7件の計22件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） 私は今回3問の通告しておりますので、議長からお許しが出ましたので、質問させていただきます。

まず、1、小良ヶ浜、深谷地区の除染解体完了後の維持管理についてということで、(1)、外縁除染が進み、令和5年11月末で一部の道路、墓地、集会所の避難指示が解除されましたが、はや10か月

を迎えた現状を見ると、除染前の姿に戻りつつありますが、行政で管理はできないのか。

次、大きな2番、解体しない物件全体の線量調査について。(1)、解体しない物件についても除染は行われているが、屋根瓦の下のフィルト、セメント瓦、コロニアルについては線量が異常に高い数値が見られるので、もう一度線量調査すべきと考えるが。

大きな3番、特別養護老人ホーム、桜の園の利用状況について。(1)、利用状況については、全体で50床の中で48床は埋めて、2床くらいは空けておいて、全体を入れるような考えを持っているかと思うのですが、その辺の利用状況、またちまたに聞くと人不足でなかなか48床全部埋められないなんという話も聞きますので、その辺の流れを教えていただければありがたいと思います。

(2)番、入所の基準について。入所の基準についても、我々なかなかぴんとこない部分がありますので、詳しく説明していただければありがたいと思います。

以上3問を質問いたします。よろしくお願いします。

○議長(堀本典明君) 9番、渡辺三男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、小良ヶ浜、深谷地区の除染解体完了後の維持管理について。(1)、外縁除染が進み、令和5年の11月末で一部の道路、墓地、集会所等の避難指示が解除されましたが、はや10か月を迎えた現状を見ると、除染前の姿に戻りつつありますが、行政で管理はできないのかについてお答えいたします。特定復興再生拠点区域の点・線拠点については、一部の道路を線拠点、墓地や集会所等を点拠点として、昨年11月末に避難指示が解除されました。解除後は、線拠点の通行や点拠点となる墓地等への立入りが自由となり、道路と墓地については各管理者が、集会所については町がそれぞれ管理を行っております。また、点・線拠点の解除に併せ、解除する土地の線量低減を図る目的で、点・線拠点に隣接する土地についても、所有者の同意の下、宅地、農地は20メートル範囲にある1筆を除染し、森林、道路は最大20メートル範囲の除染が行われております。除染や家屋解体後の土地については、一定の線量低減が完了したことで、再び所有者へ引渡しが行われ、その管理は従前のおり所有者が行うものであることをこれまでの地元説明会においてご説明させていただいております。一方、農地は線量低減が図られているものの、山砂等で覆土されていることにより、解除前に改めて地力回復等の措置を実施することになります。また、除染や解体後に更地となった宅地は、除染工事において線量の高い表土部分を撤去し、敷き砂利等により表土を置き換えることで線量低減が行われておりますが、解除に向けた線量確認において局所的に高い線量が発見された場合には、環境省が山林も含め、その線源先の確認と必要なフォローアップ除染を行うこととなっております。

次に、2、解体しない物件全体の線量調査について。(1)、解体しない物件についても除染は行われているが、屋根瓦の下のフィルト、セメント瓦、コロニアルについては線量が異常に高い数値が見

られるので、もう一度線量調査すべきと考えるがについてお答えいたします。環境省の除染関係ガイドラインによれば、建物や工作物等の効果的な除染には、放射線量の寄与の大きい比較的高い濃度で汚染された場所を効果的に実施する必要があるとされています。住宅除染では、屋根等に落ち葉、コケ、泥等の堆積物がある場合には、手作業による屋根瓦の拭き取り、高圧水による放水洗浄を行い、これらによる除染の効果が見られない場合には、構造物の破損に考慮しながら、削り取りの順に進めることとなっております。環境省では、除染完了後に線量調査を実施し、除染完了報告時に除染前後の空間線量データを示し、関係人の了解を得て引渡しを行っております。また、引渡しの際や引渡し後に空間線量が高いとのご指摘があれば、再調査を行い、実施可能であればフォローアップ除染を行うとの回答をいただいております。町としましては、町民のご意見をお聞きしながら、環境省と連携し、町民の線量不安払拭や放射線量低減について、引き続き努めてまいります。

次に、3、特別養護老人ホーム、桜の園の利用状況について。(1)、利用状況についてについてお答えいたします。令和4年3月に開所した桜の園の入所者は、養護老人ホーム東風荘に入所していた11名の受入れを皮切りに、令和4年度末には31名となりました。その後、増減を繰り返しながら、常時35名前後の入所者で推移しているところです。本年度は、33名で始まり、現在は30名となっておりますが、需要が多くなっているショートステイ入所者で毎月延べ11名から12名の受入れがあります。令和4年の開所から現在までのショートステイを除く入所者の総数は48名であります。

次に、(2)、入所の基準についてについてお答えいたします。施設の入所につきましては、入所に関する基準等を明示することにより、入所決定過程の透明性と公平性を確保し、真にサービスを必要とする方の円滑な施設入所に資することを目的に、国の省令により都道府県が定める入所に係る指針が示されています。指針には参酌基準表があり、全国の各施設はその基準表を基に入所判定会を開催しております。基準表には、本人の心身の状況及び介護者の世帯状況や介護に係る負担、また介護サービスの利用状況などの項目があり、それらを数値化したものを参考に判定会において協議し、優先順位を決定しています。入所判定会は、おおむね3か月を目安に定期的に行い、緊急性がある場合は随時開催することとなっておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

1問目なのですが、町で管理できないかという要望なのですけれども、今まで除染解体とか、あとは農地の除染を行って解除した部分とは違い、小良ヶ浜、深谷については、ちょっと異例な解除の仕方、道路、あと町の公共用地、墓地だけを解除して、外縁除染で行った部分は解除はなされていないのです。今までだと道路も民地も全て一緒に一括で解除したものが、今回だけ解除の仕方が異例な解除の仕方なものですから、土地の所有者に、困難区域に入って、自分の土地をきれいに維持しなさいよというのは、私は無理があり過ぎるのかなと思うのです。どうしても困難区域が、夜の森地区も

困難区域でしたが、6号線から西と東では線量がもう全然違うのです。スポット的に高い部分もかなりあるし、その辺はこれからフォローアップ除染で下げていくのだと思うのですが、完全に下がり切るまで、やはり町民が中に入って、自分で草刈りしなさいよというのは私は酷なのかなと思ひまして、こういう質問をしております。その辺は町としてどう考えているのかを教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、今回の除染につきましては、点・線拠点の解除に合わせて、道路の線量を下げるといふことで、外縁に係る、先ほど答弁にもありましたように地目ごとに20メートル範囲であるとか、山林については1メートル範囲までで、宅地、農地につきましては1筆というふうなことでやらさせていただいて、道路について線量を下げるといふ目的でございましたので、その周辺の土地につきましては、実際解除という部分にはならないと。その管理について、町はどう考えているのかといふことでございますが、これまでの解除と違うといふお話ではございますけれども、町が行うにつきましては、あくまでその土地の管理につきましては、これまでも説明会でも申し上げてきた中でございますけれども、土地の所有者に管理を戻させていただくといふ考えでございます。これについて、町は除草剤配布といふような支援を平成27年度から行っているわけなのですけれども、なかなか除草剤配布につきまして難しいと、自分でまくことができないとか、そういったお声もある中でいろんな手だてを考えてございますが、直接町が解除された沿線の外縁除染を、草の管理をするといふことはなかなか難しいといふことで回答させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今まで環境省と会議とか、あとは地元の意見交換会とか、そういう部分で全くそのような答弁の繰り返しで、環境省からもそういう答弁が返ってきていると。町執行部でもそういう答弁なのだろうと思うのですが、言っていることは理解はできるのです。ただ、町民を線量の高いところに入れて、被曝しながら土地を管理しなさいよといふところに私は無理があるのかなと思ひます。では線量が幾らに下がれば安全なのだ、幾らに上がれば危険なのだといふ線がありますが、その線だって曖昧なのです。もう十何年間そういう議論は議論して、議論して、議論尽き果てるくらいやっているのですが、答えは全然見えないのです。原子力の作業員の数値を持ってきたり、環境省とか東京電力側はそういう数字を持ってきます。我々はそういう数字は未知の世界です。そもそもこういう事故が起きて、セシウムとか、そういうものが初めて頭に入ってきたくらいで、そういう未知の世界の人間が線量がかなり高いところに入って、では安全なのかと、そこが一番問題だと思ひます。説明会なんかでも、皆さんから質問は受けていますよね。農地の管理は誰が行うのだとか、宅地も全くそのような質問出ていると思ひますが、回答では、避難指示が解除される前に一度除草が行われると聞いております。ご要望として受け止めましたので、町としても検討を重ねてまいります。

そういう言い回しで繕っているような言葉が出ているのです。結局は最終的にはやるか、やらないかだと思のです。町民の安全を守ってくれるのは行政しかないですからね。ましてや異例の原発事故でしたから、町民は右往左往して逃げ回った結果として、今てこ入れをして、除染して、ちょっとでも帰れるようにするよと、最終的に困難区域まで除染していただけるようになったということは非常にありがたい話だと、それは町の努力として私は十分認めているのです。ただ、困難区域除染してもらって、では除染後は解除になる前に自分で管理しなさいよと、そういう考えそのものが私は理解できないのです。ここに書いてあるように、町としても検討を重ねてまいりますと書いてあるのですけれども、実際検討しているのですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） お答えいたします。

説明会等でやはり結論がなかなか出ていないというか、町のほうで検討させていただくというようなお話をさせていただいていますが、実際のところ先ほどもどうしても土地の管理につきましては個人の財産ということ、これを超えるために何か手だてがあるのかということについては、これまでの過去のいろんな町村の状況とか確認してもここが難しいところで、毎年草を刈るということはなかなか難しいし、例えば今帰還困難区域ですと東京電力で相談を受けながら、除草作業をお手伝いできますというような回答もいただいているものの、ただここには人的なものとか、期間とか、夏場の繁茂する、そういった状況の中で対応が遅れるというようなこともあろうかと思います。これらに加えて、先ほども回答してきました除草剤の配布とか、あるいは委託してというような話もございます。こちらにつきましては、なかなか金額の発生するものもあつたりします。いろいろと所管課では悩みつつも、何か手だてはできないものかというようなことは考えてはいるものの、最終的に何か大きな効果のあるものということでご説明できないところがあるのが正直なところです。そういった意味では、何か最終的に解除になるときに、毎年、毎年は難しくても、単年度でできないものかというようなことも考えたりもしてはいるのですけれども、なかなかそういった考え方がまとまらず、今実質お願いしている部分がという回答にならざるを得ないというところでございます。また、どうしても一度きれいになったところを見ていただいていますので、そういったところが草が繁茂してくるというようなことで、帰還される町民の方が非常に困難を極めているという状況は承知しております。現場も見させていただいて、かなり伸びてきているという状況もございましてけれども、ここを町が直接という形に至らないのが大変申し訳ないところでございます。なかなかすばっと回答ができないところで申し訳ございませんけれども、今そういう問題が起きているということは常々承知しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。現実はそのような状況になっておりますよね。東京電力の協力で草刈りなんかもしていただいている部分もあるし、当初は宅地全部を要望すれば刈

っていただけたと。それが時を過ぎることによって、最終的には入り口から玄関までの動線確保しか刈らなくなったのです。今14年目を迎えて、困難区域、除染されてきましたが、実際東京電力の草刈りをお願いしても、建物があればその玄関先までは刈ってくれるけれども、解体除染が終わったものはもう刈ってくれないのです。だから、後に残れば残るほどマイナスを生じてきているというのが現実なのです。本当であれば、後のほうがよくなるはずなのですけれども、いろいろ勉強もしますし。それが後のほうが悪くなってきていると。ただ、我々が望んで後にしたわけではなくて、そういうような状況にされたのです。望んで後を選んだのであれば、これは仕方ない部分出てくるかもしれないです。その辺をどうぞ理解していただいて、町で草刈りやっってくださいよとか、環境省でやっってくださいよとかということではなくて、私は町の議員ですので、町に強くそれは要望しているのですが、内閣府とか、復興庁にもぜひそういうことを相談してやってもらわないと本当に困りますよ、これ。といいますのは、道路を解除したがゆえのひずみが出ているのです。物見草に入ってくる人もいて、見ていくし、そういう人が入ってきて見ていくことによって、除染してあんなにきれいになった場所がもう元の木阿弥だよというような表現されれば、我々も帰る意欲なくすのです。やっぱりきれいにしたものは、その持ち主が帰るまではきれいにしていってもらわないとやった意味がないと。ましてや外縁除染が行われたということであっても、道路に線量を引っ張らないために20メートルをやったわけですから、その20メートルの境界からまた20メートルやっただけなのであれば話は別です。道路を通るためだけの除染をしたわけですから、被曝線量を抑えるために。宅地とか農地、そういうところの線量を抑えるために除染したのではないのです。宅地と奥の山、接している部分から20メートルはやっていませんし、農地もそうです。50メートルってもう本来であれば、50メートル先から、境界から20メートルは、その農地に支障のないように除染するのです。本来だとそうなのですけれども、今回は違いますからね。道路を通る人のために、線量を引っ張ってこないように20メートルやったのですから。だから、除染しないところに行って、自分の土地の管理しなさいって言っていると同じなのです。境界際に行けば、除染していないですから。その辺はどう考えていますか。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご質問ありがとうございます。生活環境課長からの答弁について補足的なところでございますが、基本的にはやはり個人の土地というところもございますが、議員おっしゃるように今回の解除については、線拠点、点拠点として道路と墓地とか、そういうところを解除しただけであって、その周り、確かに除染はしましたが、それはあくまでも議員おっしゃるように解除する道路と、墓地とか集会所とか、そういうところの線量低減のための除染であって、先ほどおっしゃったように、そこについてはまだ解除になっていないということもございます。そういうところで実際に解除になっていないところについては、一度きれいになったところ、確かに今草が生えたりして美的にはあまり景観上はよくはないのは重々承知でございますが、あくまでも際の部分についてはまだ解除になっていないということもございますので、管理については、基本的に生活環境課長が言っ

たように東京電力にお願いしながら、時期的な話とかございますが、管理をしていただくというような形で進めていきたいと思っております。ただし、最終的な解除に向けては、ありましたように今内閣府とかと調整しておりまして、最終的な1回の除草については、おおむねそのような形でできるのではないかと回答はいただいております。そちらについては、最終的な解除に向けたときに、1回だけの除草となりますが、そういうところを進めていきたいと思っております。あくまでも解除になっていない際除染のところについては、線量は低減しているものの、その先からの線源からの線量も来ますので、個人が管理しろというのは大変難しいというのは重々承知しておるところでございます。ただし、まだ解除になっていないところということも考慮していただいて、そちらについては、我々で東京電力と相談しながら、美化に努めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。農地に関しては、多分活力剤とかそういうものを散布していないですから、最終的に解除前にはやってくれるのかなと私は思っているのですが、完全にやりますとはまだ言っていませんよね。その辺りやっぱり安心するには、やりますって言っていただければもう間違いありませんから、その辺の確約も取っていただきたいと。

あと、宅地に関しては、今副町長が言うとおりの、大変な問題かもしれないです、これを内閣府とか復興庁とかに予算をくれというのは。でも、やってもらわないと結局地権者が困るし、また戻る人も困るのです。元の木阿弥になって、そこに戻れても言われてもどうにもならないですから、その辺はぜひいろんな部署、環境省、内閣府、復興庁、予算の出どころいろいろあると思うのですが、どの辺で折り合いがつくか分からないですが、強く要望して勝ち取っていただければありがたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ありがとうございます。確かに6年前に避難指示が解除になったエリアと、あと2年前に解除になったエリア、まだ解除にならない困難区域、困難区域については、2年前に解除になった夜の森地区、あといまだに残っている小良ヶ浜、深谷地区というところで、解除時期によっていろいろ住民の方、管理の仕方とか苦労されていることと思います。そういう中で、全て同じ形というのはできませんが、これから2020年代を目指して解除するという、一番遅れるこの地域については、新たな解除に向けた最終的な除草、こういうのを考えていただけるように強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。ぜひその意気込みで勝ち取っていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、1問目に関しては終わります。

次、2問目の解体しない物件全体の線量調査についてということで、私何でこれ出したかっていいますと、環境省も建物の線量は細かく出してくれていないのです。地面の線量は結構細かく出して、高かったものはフォローアップ除染とか、そういうふうなことをやっているのですが、残す建物に関しては、先ほど町長から答弁あったように、雨どいとか、そういうのは全部手で葉を取ったり、コケを落としたり、あとは高圧洗浄をかけたり、あと屋根瓦については、瀬戸瓦なんかは拭き取り除染、あとはセメント瓦とか、コロニアルに関しては拭き取りようがないものですから、拭き取りもしていません。しても取れないですよ、拭き取りなんか。セメント瓦なんかはもうざらざらになっていますから、拭き取りをしようとしても無理なのです。壁もそうです。壁も拭き取り除染だけ。その後で最初の線量調査をきちっとやっていけば、後からの線量調査もきちっとできるのでしょうけれども、最初の線量調査、雨どいとか、そういう部分はしていると思うのですが、瓦の平面部分とか壁の面とかは、ほとんどしていないに等しいくらいだと思うのです。それで、解体する物件に関しては、別に線量調査も何も必要ないと思うのですが、壊したものを持っていくときに全部線量調査をしていますので。残すものなのです。残すものだって、瓦の平面、瀬戸瓦の上面を調査しても、その中がすごいのです、下地材が。そういうことで、線量がある場合には、例えば残して、そこに人が住んだ場合どれだけ影響を受けるのですか。ベクレルとかそういうので人体にどれだけ影響が出るのか、私も分からないのです。それで、何とか残す家に関しては、きちっとした線量調査していただけませんかということ。今までも残した家がありますから、その辺を今後検討していただけますか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） この一般質問をいただいて、屋根の瓦の除染についていろいろと環境省にも確認をさせていただいております。その中で、今ほど議員が瓦の屋根の線量の調査はなかなかしていないのではないかなというふうなお話もございましたけれども、実際頂いた資料によりますと、瓦の部分にかなりの点を置いて調査したモニタリング結果の表をいただいております。そこは、地区はいろいろございますが、モルタルの材質であったり、スレートであったり、材質によっても変わるのかもしれませんが、ある程度の線量の、前後で低減率はこのくらいでというようなことを所有者の方にお知らせしてやっているという説明を受けているところでございますので、今議員が言われた形ではないのかなという、国からの説明ぶりについては、そのような感じで考えているところでございます。

それとあと、瓦についても、どうしてもスレート瓦ですと割れやすいですし、そこに線量的なものがたまりやすいというようなものとか、セメント瓦ですとやはり同じように割れやすいというところもあって、なかなか除染の仕方についての確認も国にさせていただきましたけれども、拭き取りからいろいろと洗浄から削り取りという、その段階の中でやれるところというのはなかなか限られてくるのかなと承知しております。線量が高い場合について、町として何ができるのだというようなことになろうかと思っておりますけれども、町としましては、例えば宅地の所有者様にそういったご相談をいただ

ければ、内部からの線量の測定という形で調査を行うことは可能ではないかと思っております。国にも、除染が終わった際にそういう相談してあるのですかというような話を聞いておりますが、実際そのようなことは今のところないのだというような話を聞いております。ただ、我々町民に接していますので、そういう要望があれば、町がそういった部分で測定したりということは可能かと思っております。いずれにしても、線量に不安がある方に対して町は相談に乗りながら、測って、何かあれば国に申し上げていきたいという、こういった考え方は変わりありませんので、ご相談いただければと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。環境省の言うとおりでと思うのです。屋根とか壁とかに関しては、完璧というより、きちっとやるにはある程度無理があるのです。それはもう理解して、当然だと思っております。ただ、無理があるからといって、そこをやらなくて線量が高ければ、そのしわ寄せは誰に来るのだと。そこに住む人だと思っております。要は富岡町の損失です、病気の人が出たとすれば。といいますのは、私もびっくりしたのですけれども、クレハ分析センターで分析した経緯もあるのです、いろいろ。下地フィルトが、びっくりしたのですけれども、9万6,600ベクレルです。小良ヶ浜地区で調査したところ。セメント瓦に関しては2万1,200。9万ですよ。前に夜の森でも一部分分析した、1回分析した経緯があるのです。やっぱりコロニアルで2万5,000くらいの数値出ていました。これだけの9万6,600ベクレルの数値が出たからどうだって、体への危険性を私は分からないのです。いろいろ聞くところによると、ベクレルの場合は触ったりしない限りは問題ないのだと、そのものに、あるものに。だけれども、それだけあれば、部屋の中の空間線量もある程度上がっているはずだと。そういうものをきちっと調べれば、年間どれだけ被曝して、例えば健康被害が起きるとすればどのくらいの健康被害が起きるよって、きちっとした調査さえすればできますよという指導ももらったのです。そういうところが多分いっぱいあると思うのです。これから小良ヶ浜、深谷も解体除染本格的に始まっていきますから、残す家も何軒かあると思うのです。今まで、去年ですか、やった中で、私は戻って住むのだよといって宅地除染、建物の除染やった家も私の記憶では1軒あります。小良ヶ浜、深谷、私が測ったこの9万6,600ベクレル出た場所にだけスポット的に降ってきたのではないと思うのです。全体に散らばっていると思うのです。そういうところはやっぱり行政が潰してやらないと、我々個人では分からないです。それで、心配だから調査してくれませんかという言葉が出ればいいというようなことを言いましたが、除染してもらったら、皆さんもう安心しているのです、除染してきれいになったということで。それで、数字を口々に言いますが、その数字がどれだけ怖いものかも分かっていないのです。ただ数字言っているだけなのです。私もそうですから。その数字がどれだけ怖いかわかる知識はないですから。大半の皆さんがそうだと私は思うのです。だから、そういうことですので、行政のほうでもう一歩踏み出して、あなたの家は残すのですね、帰ってきて住む

のですねと。住みますよってなったときには、こういうことで、後で健康被害が起きると町として困るから、中を全部調査させてください、線量調査させてください、分析しますから。少なくともそのくらいはやってもらってもいいのかなと私は思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 最終的に町がやるか、やらないかという話になるのかなと思ったのですが、実際建物につきましては、そういったご不安がある場合につきましては、町で空間線量を測りますというお話はさせてさせていただきましたけれども、例えば家をもう既に残されている方、除染が終わって安心だと思っていらっしゃる方、全ての宅地の中の線量を測るというのはなかなか難しいと考えております。不安がある方に対して、そういう声が上がれば、町で機器を持って確認の意味でまずはやらせていただいて、そこの数字が高いということになれば、そこに今度は環境省が、身近に富岡分室というところもありますので、そういったところにつないで一緒に見てもらうというような形は取れるのかなとっております。このような相談をさせていただいたときに、最終的にどこが高いのだという話になりましたときに、議員おっしゃるような屋根の部分から影響が来ているのだらうというようなお話になろうかと思うのですが、屋根につきましては、先ほどの屋根の除染の流れの中で手法をお伝えし、線量の低減率をお示しし、所有者が了解をしたというような形の中で一旦その所有者にお返しして除染終了という形になっています。ただ、ここに対して不安があるという形ですので、あくまでその不安払拭のために町がやれることはどういったことかというのを考えながら、あとは国にそういった協力をもらうように要請して進めていければと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いや、だから、私の言っているのは、不安のある方は来てくださいよではなくて、行政として、その家を残して住むのであれば測らせてくださいよと、何で町のほうで前面に出ていてくれないのですかということなのです。町で線量を測れ、どうのこうのではなくて、そういうことを復興庁とか環境省とか、そういうところをお願いをしてきちっとやってもらおうと。それはあってしかるべきなのかなと。不安のある方は来てくださいよでは、弱過ぎるのかなと私は思うのです。その辺をぜひやってください。やらないと、10年後、20年後に本当に健康被害を起こして、取り返しのつかないような状況が生まれる可能性も私はあると思います。ましてや、我々 μSv なんていったって、どんな影響を受けるか分からないで、ただ言葉を出したり、数字を言ったりしているだけなのですから。だから、電力の作業員を見ると、そういう数値のところに行くとき、どういう服装して行きますかということを考えたら、健康被害が起きるから、そういう服装をするのでしょうか。それを我々は今無防備で入るのですから。町民が一時帰宅するにも、多分靴カバーくらいでしょう。配布されて、かけるのは。そんなに安全、安心になったのですかということなのです。最初は、物々しかったですよ。靴カバーやって、白い服を着て、マスクをして。今だってああいう状態と何ら変わらないので

すよ、困難区域は。その辺どう考えていますか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 特定帰還居住区域としてこれから除染するという部分の中で心配ということのお話かと思うのですが、戻られて生活するに当たりまして、どうしても不安があるということの前提かと思えますけれども、国に対しまして、屋根除染もそうなのですけれども、町でそういう今後の除染の在り方について、これまでやってきた除染の確認、例えば屋根の流れについてはこういう手続をするという除染の方法を伺いましたけれども、これはあくまで目安であって、何か違う方法が取れないですかというようなお話もさせていただいています。そういった、国として一回決めたこと以外にやらないということではなくて、そういったところに許容範囲があるのだというようなことを伺っていますけれども、屋根部分については、そういった線量の高いところについて、これを低くするために町としてここまでできるので、こうやるので、この以降については、国としても取り組んでほしいというような要望はしております。ただ、ここに対してなかなか結論に至らない部分があるかと思いますが、今後そういったところで議員のお力もお借りしながら、そういった要望をして、少しでも町民の皆さんが安心して帰ってこれるようにといったところにご支援いただければと思います。なかなか線量が高いというお話でございますので、そこに対していろいろと不安があることは十分承知しておりますので、そういった低減に向けていろいろと取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時17分）

再 開 （午前10時19分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今言ったような経緯もあるわけですから、これは町がどうかこうだより、やっぱり強く要請してください。やっていただけるように、残す家に関しては。小良ヶ浜、深谷だけではなくて、今までに残して入っている家もありますから、そういうところにも声をかけて、ではやってみてくださいというのであれば当然中に入ることができると思うので、その辺を強く要望しておきます。この線量の問題は一長一短あって、1回質疑応答すれば、大体それで答え出るなんていう話ではありませんので、再度これからも私もこういうところに目を光らして質問したいと思ひますので、担当課よろしくお願ひいたします。それでは、2問目についても終わります。

次、3問目に入ります。特別養護老人ホーム、桜の園の利用状況についてということで、先ほど町長からも答弁ありました。利用状況については、現在35名が入所しているということで、ショートス

テイのために空けているのかなという答弁に聞こえましたが、かなりショートステイの数が多い数入っていましたので、ただ我々いろいろ聞きますと、やっぱり介護する人が少なく、入所させられないような状況が生まれているという話をよく聞くのです。相談員なんかも、そういう話をするみたいなのです。職員が足りなくて、とても入れないよなんていう、相談員からもそういう言葉が出るみたいなのです。そうすると、この数字から考えると、やっぱりそうなのかなと思うのです。50床のうち2床くらいはショートステイのために空けておいて、あとは48床は入れられるのではないかと、そういう話も聞いておりましたので、それで私も不思議に思っているのですが、その辺の中は実際待っている人がいなくて35床しか埋まっていないのか、35床以上は入れられないのか、その辺はつきりお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

まず、定員につきましては、皆様ご承知のとおり入所者が48床、それからショートステイ用ということで2床、合わせて50床となっております。現在の入所者数、それからこれまでの入所者数、おおむね35名程度で推移してきておると。現時点では30名ですが、ショートステイの受入れが目立つようになってきているという現状がございます。今私申し上げました35前後というのは、桜の園立ち上げに際しまして、順次入所者を増やしていきましようという計画があります。事業者からもその旨の提案をいただいているところでございまして、おおむねその私どもの計画、事業者様の提案のとおり推移はできているというところでございます。定員が48あるからといって、すぐに満床ということになるものではないということなのですが、その段階的な増員につきましては、担当する県でも、大抵の施設はそういう流れが正常であり、桜の園につきましても、そういった段階的な受入れは間違っていないといえますか、標準的な範囲でできているというような言葉もいただいているところでございます。まず、現状としてはそのようなところですよ。

それから、もう一つ、職員数ということでございますが、現在受け入れている35名前後に対しての職員数としては満たされておりまして、ただ今後計画どおり人数を増やしていくとなりますと、現在の職員数では足りないもので、当然増員という形では考えておるところでございます。その増員の方法につきましても、年次計画に合わせまして、現在研修ですとか、そういったことをあらかじめ準備し、予定どおり増員ができるような体制に持っていくような準備はしているということを事業者様からも聞いていますし、そういった調整、協議、確認などは私どもも直接お話しして、確認はしているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） こういった施設ですから、入る人はいないほうが本当はいいのです。町民もそうだし、あと町民だけの施設ではないですから、入所は。入る人いないほうが幸せだということな

のです。ただ、入りたい人がいても、入れないというのは逆なのです。行政でそういう計画を立てて、ベッド数があるにもかかわらず、入れないというのは、やっぱり人員不足なのかなと思うのです。人員不足なら、人員不足でそれはそれでしょうがないのです、こういう時代ですから。ましてや原発事故においてこういう環境になった場所ですから、なかなか人は集まらない、それは分かります。けれども、計画的にやっていますよ、今35人ベストで入れて、順次入れるための職員もそろえていきますよでは誰も理解しないのですと私は思うのです。何で待っている人、ましてや町民が、桜の園が完成する前に他施設に入って、どうしても死ぬ前に富岡町に戻りたいと、そういう声を出している人を入れられないのかと、そんなに情けない富岡町なのですかということなのです。郡山市に入っていた11名は、いや応なしに、受皿がなくて桜の園に連れてきたのですよね。それだけ情けある富岡町だと思っていたのが、何で今は東京電力の事故によって、涙ながらに、自分で生活できなくて、他の施設に入って、死ぬ前に富岡町に戻りたい、そういう悲鳴を上げている人を何で戻してやれないのですか。満床であればしょうがないです。入れられないですから、これは。ましてや介護3以上だったら権利はあるわけです。そういう人を何ではじくのですか。はじく理由があったら教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

1つ、当初の東風荘の入所者でございますが、そちらにつきましても、特段の配慮ということではなく、入所に特別養護老人ホーム、東風荘というのは養護老人ホームでございましたので、そこから特別養護老人ホームに入れる判定の基準に合った方を入所していただいているところでございました。中には一部特養の入所基準に合わず、他市町の養護老人ホームに措置替えという形で入所されている方も現時点では6名ほどいらっしゃいます。それが東風荘からの入所者ということになります。

それから、後段の施設の入所者ということで、なかなか個別事情でお話ししにくい部分はあるのですが、やはりその方につきましても、ほかの方とたがわず入所判定会、先ほどの県の指針、それから入所における参酌基準表などを基にして、まずは評価しているところがございます。

それともう一点、例えば現在入所している方という方を、せっかく富岡町にできたのだから、富岡町にという、その考え、お気持ちは重々承知できるところなのですけれども、入所者の方の心身の状況におきまして、例えば現在の居場所で安定しているということであれば、かえって施設を移すことによって心身に不調を来すというような、私はもちろん聞いた話でございますけれども、介護の現場、福祉の現場におられる方は、口をそろえてそのようにおっしゃいます。想像するにそういうことだなということは多分お分かりいただけるのかと思いますが、そうしたところを総合的に判断して、現在のままがよろしければそこにいていただく。今いろいろと述べましたが、まずは支援を要する方の本人の状況、そういったものをいろんな角度から見て判断しているというところでご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 平常時であれば、そういうことも理解できるのです。きれいごとで物を言っても始まらないですけども、次の（2）、入所基準なんていうのも入っていますが、時間ないからもう混ぜて話してしまうようになりますが、入所基準の中でも、介護3以上ってなっていますが、施設長が了解すれば、介護1から入れるのです。そういう逃げ道もあるのです。そういう逃げ道もあるし、あと今言ったように、今入っている施設で落ち着いていれば、そのほうが安定していくからいいよって言うことも分かります。だけれども、本人も入りたい、その世帯主も入りたいということであれば、何ら問題ないと思うのです。それを拒む理由は何もないと思うのです。ある人から話聞きました、私。令和4年の7月2日、申込申請をしましたと。そのときに、あなたの親が今入っている施設に行って、謝ってきてくださいと。ここで世話になっているけれども、富岡町に行きますからって謝ってきてくださいって言われて、本人は謝りに行ってきたそうです。申し訳ありませんって、その施設に頭を下げてきたそうです。それで入れるものと思っていたと。が、その後なしのつぶてだと。何回言っても、首を縦に振ってくれないと。そういう話も出ているのです。あと相談員に相談したら、その相談員は、あなたは元気であるのだから、お父さんのこと入れるのなんか無理でしょうと、そういう話がいっぱい聞こえてくるのです。本当かうそか、会いたかったら、その人たちに会わせませよ。誰が言ったかもみんな覚えています。謝ってこいっていったこと。そんなのありますか。こういうものに立派に書かれていますよ、これ。担当者が様子をお聞きします。お越しいただいた上、入所申込みをしてください。欠員が出た際には意向確認の連絡をします。契約などの手続を踏まえてと。かっていろいろ立派なこと書かれていますよ、結局は介護3以上だといっても、施設長が了解すれば1からも入れるのでしょうか。多分そういう人も何人か入っているのかなと思うのですが、では1から2の人、今現在何人入っていますか。ゼロですか。数字あるのですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 現在介護1はなし、介護2が2名いらっしゃいます。こちらは、おっしゃられたように特例入所という制度がございます。もちろんそれで入っているのですが、それにも当然特定入所たる理由がなければ入れるものではなく、例えば施設長の一存でというようなことではございません。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 時間がなくなりましたので、これで私の一般質問を終わります。あと残した質問もありますので、これは次回に考えます。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終了いたします。

10時45分まで休議いたします。

休 議 （午前10時35分）

再 開 （午前10時44分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

続いて、4番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

4番、佐藤啓憲君。

〔4番（佐藤啓憲君）登壇〕

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、熱中症対策について。（1）、消防庁から発表された熱中症による救急搬送の割合は高齢者が6割となっており、屋内でのリスクが高いとされています。小まめにエアコンを使用して、熱中症に対する予防の意識醸成と見守る環境づくりが必要と考えますが、町の取組について伺いたい。

（2）、熱中症警戒アラートが発表された場合に備え、公共施設や民間施設を利用し、改正気候変動適応法で定める指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を定める必要があると考えますが、町の方針を伺いたい。

（3）、屋外での作業や炎天下のイベント対応に従事する職員に対して、熱中症対策はされているか伺いたい。

（4）、富岡町小中学校や認定こども園、また総合スポーツセンター施設ではどのような熱中症対策が取られているか伺いたい。

大きな2番、太陽光発電施設（メガソーラー）について。（1）、これまで太陽光発電施設の設置は、再生エネルギーへの転換、遊休地の活用、災害時の有効活用などの利点がある一方で、土砂災害の危険性や景観の悪化、施設管理不足による近隣住民とのトラブルなども指摘されている。特に新設される施設に関しては、近隣住民と施設事業者の相互理解が不可欠と考えるが、町行政としての今後の方針を伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、佐藤啓憲議員の一般質問については、1の（4）について教育長からの回答とし、1の（1）から（3）及び2については私からお答えいたします。答弁の順につきましては、まずは最初に私から1の（1）から（3）及び2について、次に教育長から1の（4）についてお答えいたします。

1、熱中症対策について。（1）、消防庁から発表された熱中症による救急搬送の割合は高齢者が6割となっており、屋内でのリスクが高いとされています。小まめにエアコンを使用して、熱中症に対する予防の意識醸成と見守る環境づくりが必要と考えますが、町の取組について伺いたいについてお

答えいたします。近年の地球温暖化による気候変動により、日本では熱中症が深刻な問題となっております。消防庁の発表によると、熱中症により救急搬送された方のうち、全国では約58%、福島県では約60%が高齢者の方です。高齢者は、温度に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症にかかりやすいと言われております。本町においては、原発事故によって核家族化がより一層進んでおり、高齢者のみの世帯の増加が顕著であることから、私も議員ご指摘の熱中症予防の意識醸成や見守る環境づくりが大変重要であると考えております。町では、現在高齢者の熱中症予防に対して防災無線を活用しての呼びかけや、高齢者が参加する事業における啓発、さらには各種見守り活動における声かけなど、各課横断的に取り組んでいるところです。今後もこうした活動を継続、強化することで、より一層高齢者の熱中症対策に取り組んでまいります。

次に、(2)、熱中症警戒アラートが発表された場合に備え、公共施設や民間施設を利用し、改正気候変動適応法で定める指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を定める必要があると考えますが、町の方針を伺いたいについてお答えいたします。平成30年6月、気候変動適応法の制定により、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携、協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。その後、本年4月に本法律が改正され、危険な暑さから避難できる場所として、市町村長は適当な冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができるようになりました。町は、県が猛暑の際、県民が一時休憩できる施設として独自に公共施設等を登録するふくしま涼み処に町内では文化交流センター学びの森、町図書館、アーカイブ・ミュージアム、富岡郵便局とさくらモールとみおかの5か所を指定し、町外ではサロン3か所、計8か所を指定しております。こちらについては、県のふくしま涼み処一覧やふくしま涼み処マップ、啓発ポスターに掲載されており、その中でも町施設には県から提供されたふくしま涼み処ののぼり旗を掲げ、周知を図っているところです。また、ふくしま涼み処に指定した町施設については、今後町ホームページに掲載し、クーリングシェルターとしての指定を行っている予定であります。引き続き町としましては、年々厳しさを増す暑さ対策として、民間施設の協力を得ながら、適当な冷暖房設備を有する施設の追加登録とその紹介に取り組んでまいります。

次に、(3)、屋外での作業や炎天下のイベント対応に従事する職員に対して、熱中症対策はされているか伺いたいについてお答えいたします。屋外での作業や炎天下のイベント対応に従事する職員に対しては、熱中症に十分注意することや、少しでも体調が優れないと感じたら無理はせず、即座に休憩を取るよう指導しております。また、屋外の作業などにおいては、多量の発汗により、水分だけでなく、塩分も失われることにより、体内の調整機能が崩れ、体調不良に陥る危険もあることから、水やお茶などの水分補給だけでなく、経口補水液やスポーツ飲料など、ミネラルを含む飲料の小まめな摂取を励行しております。今後特に酷暑が続く7月から9月の屋外作業については、半日当たりの作業時間を2時間までとし、40分ごとに10分の休憩を取ること、休憩はエアコンを使用した施設内や公用車内で行うことをルール化することで熱中症対策を万全に講じてまいります。

次に、2、太陽光発電施設（メガソーラー）について。（1）、これまで太陽光発電施設の設置は、再生エネルギーへの転換、遊休地の活用、災害時の有効活用などの利点がある一方で、土砂災害の危険性や景観の悪化、施設管理不足による近隣住民とのトラブルなども指摘されている。特に新設される施設に関しては、近隣住民と施設事業者の相互理解が不可欠と考えるが、町行政としての今後の方針を伺いたいについてお答えいたします。町は、東日本大震災及び原子力災害の経験を教訓とし、原子力に依存しない、安全、安心で持続的に発展可能な町づくりを推進するため、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組んでおります。町内においては、農地を有効活用したメガソーラーを中心とした太陽光発電事業が展開されており、再生可能エネルギー活用による脱炭素社会の推進に寄与している一方、大規模な太陽光発電施設の整備が進むことにより、景観の保全や農業担い手への農地集積、集約に支障を来すなどのご意見が出されていることも周知しております。また、県内外の自治体においては、工事中の敷地からの土砂等の流出及び河川への流入や立入り防護柵の未設置といった安全面についての事案をはじめ、事業者による地域住民への説明不足、将来の設備機材の廃棄など地域の懸念が高まってきております。このようなことから、本年4月国において、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、地域住民への事前周知等を再エネ特措法に基づく認定の要件とすることや、違反した事業者に対してFIT交付金等を停止する措置など、事業者が実施すべき事項などを盛り込んだ法改正がなされました。町といたしましては、太陽光発電施設の設置に際しては、関係法令や国のガイドラインを遵守し、地域の皆様のご理解の下、安全や環境、景観に十分配慮して実施されることが重要であると考えております。引き続き全国の事例を参考としながら、適正な維持管理等に関する事業者への助言、事業者から提出される事業計画の確認及び庁内関係部署間の速やかな共有、地域から出される要望の事業者への伝達などを的確に行ってまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 1、熱中症対策について。（4）、富岡町小中学校や認定こども園、また総合スポーツセンター施設でどのような熱中症対策が取られているか伺いたいについてお答えいたします。

富岡小中学校及び認定こども園の熱中症対策につきましては、熱中症の危険度が高い場合、校庭や園庭での活動を控え、教室をはじめ過ごしやすい室内で活動するなど、子供たちの安全、安心を最優先とした対応をしております。具体的には、学校において暑さ指数計測機器による測定の実施、こども園においては、その日の気温や熱中症警戒アラート情報、園児の状況などを踏まえ、活動内容等を適切に判断しているところであります。なお、学校においては熱中症対策マニュアルを作成しており、活動前や活動中に適切な水分補給を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には早期に水分、塩分補給、体温の冷却、医療機関の受診など、マニュアルに基づき適切に対応しております。

次に、総合スポーツセンターでは、公益財団法人日本スポーツ協会が情報提供している熱中症予防に関する基本情報を参考に、富岡小中学校同様、暑さ指数計測機器による測定を行い、利用者に当日の施設環境をお知らせするとともに、小まめな水分補給や適宜休息を取るなど、体に無理のない利用を呼びかけております。また、屋内施設においては、さきのパリオリンピックバドミントン競技壮行会でも使用した冷風機や扇風機を活用するなど、施設利用者の熱中症対策に取り組んでおります。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 町長、教育長から答弁いただきましてありがとうございました。今回このような質問に至りましたのも、近年夏の暑さは厳しさを増しております。熱中症で医療機関に搬送される方も増加しています。私たちが子供の頃は、30度以上になる日は年間を通して数えるほどと記憶しておりますが、このところ比較的涼しいとされる浜通りでも、6月から9月にかけて連日最高気温は常に35度に迫る猛暑となっています。こうした状況を踏まえまして、本町としても町民の命を守る取組として、熱中症の予防を一層強化することが必要と考えております。そういった視点から何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長から答弁いただきましたけれども、高齢者の熱中症に対する意識醸成と、あと環境づくりということで、見守りされる方含め、あと防災無線、イベント等でしっかりと注意喚起しているということもございますけれども、見守り、居宅訪問等で、例えばエアコンの点検の状況とか、あとは使用しているか等、そういったところも確認して、高齢者の熱中症予防に対してそういったところまで踏み込んでやっているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、町では現在高齢者の熱中症予防に対しまして、様々な手段で啓発、呼びかけをしておるところでございます。健康づくり課といたしましても、各種社会福祉協議会の介護予防教室事業であるとか、そういったところにおきまして熱中症予防をテーマとした健康教育なんかも実施しておりまして、その中でエアコンの使用とかについても、強く呼びかけをしているところがございます。そのほか各課で様々見守り活動を行っていると思っておりますので、その辺りの状況につきましては、各課長から答弁していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 生活環境課では、自宅に訪問する訪問パトロールを実施しておりますので、そういった訪問の際にいろんな呼びかけ等を実施しておりますが、その内容についても、こちらで日報という形で報告いただいているところもありますので、今後さらに、これからというよりは次年度になるのかもしれませんが、そういった呼びかけについては、適正な対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 私どものほうですが、まず健康づくり課長が申しましたとおり、各種の予防教室などに出ていただいている方はもう率先して自らが熱中症対策のリーダー的な感じでやっただけしているというような現状があります。それから、問題はそういったところに来ない方々、そういった方々に対しては、まず見守りの中でなかなか会えない方などに対しましてはチラシの投函ですとか、あともう一つ私どもでやっているのが緊急通報システムというものがございます。そちらから定期的に契約している高齢者の方に声かけの電話をしておりますので、そういった中でも熱中症対策、屋内でもするようにというようなことで、まず熱中症対策という言葉が出て、案内しているのが現状のようなところでございます。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。見守り等でもいろいろ注意喚起等されているということですので、安心はしますが、私の親もそうなのですけれども、暑い状況で窓を開けて、もう30度、三十二、三度行っているのではないかなという状況でも、やっぱり昔のくせなのでしょうけれども、窓を開ければ大丈夫だみたいな感じもございますので、そういったところで今の状況は違うのだぞということをしつかりと注意喚起しながら、引き続き居宅訪問活動、そういったところをお願いしたいなと思います。

続きまして、(2)の熱中症アラートが発表された場合、先ほど答弁でありましたが、県で行っているふくしま涼み処の一覧ということで、私も県のホームページ等も見ても勉強させていただきましたけれども、誰でも暑いと感じた場合はそういう施設に入って、体の体温を下げるという効果から、そういうところを自由に使って下さいというような試みだと理解しております。富岡町の町内でもアーカイブ・ミュージアムであるとか、あと学びの森、郵便局、さくらモール等登録されているのを確認しましたけれども、私が質問している部分で指定暑熱避難施設とあって、クーリングシェルターですか、これは環境省で行っている、熱中症警戒アラートが発生された場合に、熱中症の重大な健康被害を防止するための市町村の指定設置施設ということで公表されていますけれども、県内でももう大体、半数なのですかね、やはり中通り、会津地区はそういった指定施設を置いているところが多いのですが、富岡町としても今後、来年以降もどんどん暑くなっていくということも予想されますので、そういった指定施設をあらかじめもう取り組んだほうがいいかなと思うのですけれども、そういったところの質問をお願いします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 現在、先ほど町長答弁でもふくしま涼み処ということでいち早く取り組んでいるところでございますけれども、この施設につきまして、クーリングシェルターとしての位置づけに適合する施設でございますので、そういった部分につきましては、クーリングシェルター

に登録をまずしていきたいと、まずは町有施設で取り組んでいきたいと考えてございます。実際涼み処につきましても、民間のところもございしますが、民間の施設については、いろいろと協定を結んだり、手続上ありますので、その辺については締結をしながら、今後クーリングシェルターを位置づけ、さらにはそういった施設を増やしていくような考えで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） クーリングシェルターにつきましては、WBGT値で35度ということなので、かなり高い値なのかなと思いますけれども、そういった湿気とか、あと輻射熱も含めて温度が35度以上ということなので、富岡町の状況としてはそこまでいくのは年に何回かというところなのかなというふうに認識はしておりますが、引き続き設定していただきまして、ホームページにも一覧で施設が載るということですので、引き続き対応をよろしくお願ひしたいなと思います。

続きまして、(3)なのですが、屋外での作業、炎天下のイベント対応に従事する職員に対しての熱中症対策ということで、いろいろ休憩であるとか、あと水分補給、体調管理等しっかりやりながらということではございますが、担当課によっては町内のパトロールであるとか、あとは現場に出向く回数が多い業務、そして屋外での作業をされる方もいらっしゃるかなと思いますが、その方たちの熱中症対策として、空調服であるとか、あとはクールベストなどをあらかじめ準備しておいて、業務の作業環境を整えるということはどうかなと思ったのですが、そういったところの答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

今議員おっしゃったようなものについては、現在は実施はしておりませんが、こういった猛暑が続いておりますので、職員のことを考え、そういったものも検討させていただきたいと思ひます。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 空調服につきましても、私も使用しているのですが、屋外でやはり作業する際はかなり有効的なものだと思いますので、通常ですと富岡町という作業服とか、あと制服で外に職員の方が出ていらっしゃると思うのですが、空調服もここに富岡町と入れていただければ、町民からの認識もされて、作業環境も整えられるということでもいいのかなと思いますので、検討をぜひお願ひしたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

あと、教育長から答弁いただきました小中学校の体育館と総合体育館についてなのですが、安全な場所ということで、やはり教室で体育の授業をやったりとか、いつでも集会室ですか、そういったところでやっていますということも何年前に聞いたこともございました。夏場日中に関しては、結構使用できないという日が多くなってくるのかなと思いますけれども、体育館を使えないとか、そういった日は頻度的にはどのくらいあるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

先ほどの頻度につきましては、まだ学校に確認しておりませんので、今週に何回とかということは答えられないのですけれども、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、富岡第一中学校の校舎には多目的ホールというすばらしいホールがあります。あそこを使って始業式、終業式、または放課後の部活動等に取り組んでいるところもあります。それから、低学年などは、体育館が暑いなど担任が感じた場合には、その多目的ホールを体育館の代わりとして、そこで体育の授業を行っているということもやっております。先ほども話しましたが、暑さ指数の計測機器がございます。それを使って養護教諭が全ての校舎内、それから体育館、校庭、プール等を測り、それを管理職に報告をして、管理職が判断をして、今日の運動は休みにするとか、今日は屋内で過ごさせると判断して、先生方に周知徹底しておりますので、その頻度につきましては、臆測で物を言うのは大変失礼かと思っておりますので、頻度についてはまたこの場では答弁できないということになります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。頻度についてはということなのですが、後ほどのぐらい使用できない状況があるのかということで報告いただければなと思っておりますので、あと小学校のエアコンの設置についてなのですが、コストもかかりますので、すぐ設置することは難しいと思っておりますけれども、文科省でも避難所として利用される既存の体育館については、断熱性の確保と空調設備については補助金も利用することも可能であるということもうたっていますし、また総合体育館についても合宿等の利用促進もございますし、前回のバドミントンの壮行会ですか、2階のほうで私も見させて、応援させていただきましてけれども、やはり皆さん暑い中での応援ということで、そういったことも懸念されますので、合宿等の利用促進も含めて、ランニングコストを含めて設置の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご答弁させていただきます。

議員ご指摘の件につきましては、国の補助金も令和7年度まで2分の1というところでございまして、今後どういった対応ができるか、例えば冷風機や扇風機での対応、また大規模な改修ということで、冷房機を設置する等も含めまして今後検討させていただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 総合体育館に冷房をつけてはというようなご質問だと思いますが、こちらにつきましても、先ほど松本課長からありました文科省、スポーツ庁の補助金については確認をしております。そういったものがありますので、まず、どういう設置ができるのかとか、設置後のコストとかにつきましても、しっかりと調査をさせていただいて、教育総務課と一緒に検討させてい

たきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。体育館のエアコンについては今後検討していただけるということで、これについてはかなり前から気にはなっていたのですが、コスト面ではやはりお金の持ち出しとか、維持費であるとか、そういったところも気にはなっていたもので、なかなか発言はできなかつたのですけれども、補助金ということもいろいろ調べたらあるということもありましたので、できるかどうかは別として、検討も含めてやっていっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。以上で1番目の質問は終わらせていただきます。

2点目のソーラーパネル、太陽光なのですけれども、この件での再質問をさせていただきますけれども、住宅の屋根につけているソーラー以外の土地にパネルを設置しているということで、こういう話を耳にしたので、再質問させていただきますが、太陽光発電の事業者と土地の所有者のみで設置契約が決定した後に、お宅の周辺に太陽光発電施設の設置が決まりましたというチラシがポストに入っていたということで、それまで当の本人は全然分からなかったということをお聞きしました。そういう話を聞いたもので、何か対策はないものかなと思っていたところなのですけれども、先ほど町長答弁からもありましたとおり、今年の4月に改正された再エネ特措法で地域と共生した再生エネルギー導入のための説明会を実施して、事業者が周辺住民へ適切な情報提供を行うということに、この4月改正されているようです。そして、富岡町の現状としては、農地転換、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン等既に施行されておりますけれども、農地以外で太陽光発電施設について設置、あとはそういった場所、面積等、そういったことを町として把握されているのか、その状況についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。先ほど議員がおっしゃってございましたガイドラインにつきまして、まずお話しさせていただきますと思います。町では、平場で使いやすい太陽光発電の用地として、まず農地が挙げられておりました。この農地につきましては、令和4年の3月に町の農業委員会が富岡町太陽光発電施設（営農型を含む）農地への設置に関するガイドラインを策定、公表してございます。こちら農業振興、農業再開、拡大の観点から、営農型を含めた太陽光発電設備を設置することが適当ではないエリアといたしまして、まず1つ目、第1種農地、続きまして農振農用地、3つ目、町の営農再開方針において営農再開を目指すべき地区と指定した農地が設備を設置することが適当ではないエリアと定めてございます。

続きまして、今町で何かをやっているかということでございますが、特段町で現在法規制等々の動きはございません。ただ、町長答弁にもありましたが、令和6年4月に改正されました再エネ特措法におきまして、家庭用を除きます10キロワット以上の発電施設に関しましては、50キロワット未満の

ものは施設の境界から100メートルの範囲内、それを関係者といたしまして、その範囲の方々には事前説明会、あるいは文書による内容の告知をしなければならないということになってございますので、町といたしましては、この改正法を着実に実施していただけるよう、事業者に指導していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。法令が改正されてということなのでしょうけれども、事業者から町に情報が上がってくるのかということがやっぱり一番の問題点なのかなと思うのです。契約決まって、周り、例えば家の前に太陽光できますよってなった場合に、その近隣住民の人が、もう契約も決まっていてどうしようもないのだという、そういったことがないように、今後の町づくり計画としても関係してくると思うのですけれども、宅地であるとか、あと雑種地、そういった部分、森林を切り崩して太陽光発電施設を設置するとか、そういった場合についても、自然環境であったり、あと景観等の保全や災害の防止を図るために町独自としてのガイドラインをしっかりと作成する必要があると思いますが、それについて答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。今ご質問いただきましたところ、土地利用等々につきましては、町といたしまして現在進めているものはないと先ほど答弁させていただきましたが、日本を見ますと、現在県を含めまして、都道府県であれば8件、市町村レベルの自治体であれば282件、合計で290件の条例が制定されているところのようでございます。県内におきましては、大玉村、西郷村、南相馬市、川俣町、隣の楡葉町、矢吹町、伊達市の7自治体で規制条例が制定されているところでございます。一方国ではカーボンニュートラルや脱炭素化などの点から再生可能エネルギーは推進されてございます。町といたしましても、設置の規制強化ではなくて、安全基準の強化を重点に置きまして、これらの先進自治体の事例を踏まえて、少し勉強させていただきたいと考えてございます。

なお、事例といたしましては、改正特措法におきまして、この4月から町には1件事前の相談がございました。そちらで令和6年8月にソーラー設備を設置したいという相談がございましたので、特措法に基づきまして周辺住民への丁寧な説明ということで、指導はしているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今年度に入って1件ということで、私が聞いた話はその1件かどうかは分かりませんが、町でそういった事業者をしっかりと管理するということは必要なのかなと思いますし、避難している方にとって、富岡町内に所有している土地の管理がなかなかできないのだという話も聞いてございます。少しでも有効活用につなげるための方策として避難先の太陽

光事業者と契約することが多くなることも予想されますので、行政区と近隣住民との説明会等、しっかりと町から事業者に対するアドバイスをお願いしたいなと思いますが、その点についてはよろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） アドバイスありがとうございます。議員おっしゃるとおり、周辺の方々の説明が不十分だと、隣で何をやっているか分からないといった不安を持たれるのは非常に心配でございます。町といたしましても、そういった声が届いた際には速やかに事業者に対して、徹底した説明をということで指導していく姿勢でございます。また、これから始まる事業者に関しましても、そういったことのないように事前に指導はしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 補足でご説明させていただきます。

まず、脱炭素社会であったり、カーボンニュートラルというのが叫ばれる中で、再生可能エネルギーの活用というのは間違いなく必要になってくるものだと考えてはおります。一方で、設置に際してはその周囲であったり、周辺の住民のご理解を得てというところの設置がまずは前提となっているのももちろん考えてございます。こういったFITの改正法の国の規律強化というところもございまして、町としては、町は対住民に一番もちろん近い距離でお話ができる立場であると。また、地域の直接の実情を知っているのも町ということでございますので、改めて事業者の計画を見るときに複数課にまたがる場合がございますので、そういったところを複眼的にチェックするなどして地域との共生、そういったことをしっかり図られているのかどうか、そういったところをしっかりと精査してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 副町長からも答弁いただきましてありがとうございました。改正法なので、多分いろいろそういった問題がどんどん出てきて、こういったところに波及してくるのかなと思いますけれども、先んじて町で情報をもらったり動くということで、やっぱり住民の安心感につながると思いますので、そういったところの検討を引き続き、ガイドライン等も含めてよろしくお願いしたいと思います。

私の一般質問は以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

本報告は、令和5年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。

報告書を御覧ください。健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから該当がありません。将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率については、前年度から0.9ポイント改善のマイナス2.6%となっておりますが、実質公債費比率算出の分子となる元利償還金等の額に対し、基準財政需要額に算入された控除額が上回ったため、マイナスの数値となったものであります。

次に、資金不足比率については、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため該当はありません。

なお、この件に関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりであります。

以上が令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告となります。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第7号 令和5年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、報告第7号 令和5年度富岡町継続費精算の報告について、令和5年度において継続年度が終了した継続費の精算結果をご報告いたします。

ご報告いたします継続費設定事業は、野菜集出荷施設整備に係る被災地域農業復興総合支援事業です。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、被災地域農業復興総合支援事業は、令和4年度から令和5年度を事業年度として事業が行われたものであり、年割額総額22億3,190万円に対し、支出済額の総額を22億1,155万2,000円として精算いたしました。

以上、令和5年度において継続年度が終了した継続費設定事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告をいたします。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 令和5年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時43分）

再 開 （午後 零時55分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

先ほど、4番、佐藤啓憲議員の一般質問で答弁できない部分があったということで、教育総務課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お時間いただきありがとうございます。先ほどの一般質問答弁におきまして、屋外から屋内に活動を変更した頻度についてご質問がございましたが、お答えできませんでしたので、この機会を借りましてお答えさせていただきます。富岡小中学校におきまして、暑さのために校庭での活動を、授業や昼休みの活動なのですが、そちらを体育館等に変更した日は3日間でした。

また、部活動につきましては、卓球部ではございますが、夏休み中は大事を取って1階多目的ホールで行っており、2学期の始業式も多目的ホールで実施しております。

なお、授業で体育館の活動を取りやめたことはございませんでした。そのまま活動しておりました。あくまでも校庭での活動を暑さのため屋内に変えたというのが3日間でございます。

以上、遅れまして申し訳ございませんが、答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） それでは次に、議案第48号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第48号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、大畑孝氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き大畑孝氏を本委員会の委員に選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

大畑氏は、昭和44年8月に本町に生まれ、年齢は55歳であります。平成2年に旧国土建設学院を卒業し、同年、民間企業に就職後、平成3年からは大畑建設株式会社に勤務され、また東日本大震災以降は自営業として建築士の資格を生かし、町内被災家屋の罹災調査に従事するなど、建設事業を中心に町内で多岐にわたり長年ご活躍されている方であります。平成30年10月からは固定資産評価審査委員会委員として、建築士の知見を生かした適切かつ幅広いご識見をお示しいただきました。このように、大畑氏は本町の被災家屋の状況を熟知しており、建築に関する豊富な知見、知識と経験を有した、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかではない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、慣例により本件につきましてはご挨拶を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

次に、議案第49号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第49号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、大和田勲氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に佐藤教宏氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

佐藤氏は、昭和51年4月に本町に生まれ、年齢は48歳、小良ヶ浜地内に居を構えておりましたが、震災により現在は郡山市にお住まいであります。平成14年3月に日本体育大学を卒業され、同年埼玉県松伏町立松伏中学校の講師として教鞭を執られた後、平成15年4月に富岡町役場に入庁しました。在職時は、教育委員会において社会教育を推進するために必要な社会教育主事の資格を生かし、町民一人一人の生涯を通じた学習の支援の充実を図るべく、一人一人の可能性とチャンスの最大化に向けた生涯学習事業を展開し、震災後はこれまでの豊富な人脈と知識、経験を生かし、町外で生活せざるを得ない町民への支援など、退職までの15年にわたり、職員としての職務を全うされた方です。令和2年3月からは富岡町議会議員として、次世代を担う子供たちのさらなる教育環境の向上を図る取組を強い情熱を持って推進し、本町の創造的な発展に不可欠な子育て環境の整備にご尽力されました。このように、佐藤氏は本町の学校教育や社会教育を推進するために必要な豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、8番、高橋実君、9番、渡辺三男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票であります。以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。本来であれば、ここでただいま同意された佐藤教宏さんにご挨拶をいただくところではありますが、諸般の事情により、翌日に改めてご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第50号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第50号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例案は、上位法である東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、課税免除の対象となる施設等を取得する期限が令和6年3月31日から1年間延長し、令和7年3月31日となったこと、及び法第40条第1項に規定する指定法人との文言は、東日本大震災復興特別区域法の第40条が削除されたために、本条例でもこれに係る文言を削除するというものであります。

それでは、議案第50号別紙資料の富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。資料1ページを御覧ください。第2条、課税免除では、同条条文中の「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第40条第1項に規定する指定法人」及び「又は当該指定法人」を削るものです。

なお、本条例の改正案は公布の日から施行し、令和6年の4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大舘衆司君） それでは、議案第51号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例案は、上位法である地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、不均一課税の適用を受けるために必要な地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限が令和6年の3月31日から2年間延長し、令和8年3月31日となったことであります。

それでは、議案第51号別紙資料の富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表によりご説明をいたします。資料2ページを御覧ください。第2条、固定資産税の不均一課税の項目で、同条の条文中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものです。

なお、本条例改正案は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休 議 （午後 1時32分）

再 開 （午後 1時34分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第52号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第52号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴いまして、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されますことから、所要の改正をするものであります。

それでは、本条例の改正内容につきまして、別紙資料3ページ、議案第52号別紙資料、富岡町国民健康保険条例新旧対照表によりご説明いたします。第15条中、現行「第9項」を改正案「第5項」と改め、現行「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を改正案、「又は虚偽の届出をした」と改めるものです。

また、附則におきまして、本条例の施行日を令和6年12月2日とするとともに、経過措置といたしまして、この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることを規定しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてご説明いたします。

今回の改正は、令和5年12月27日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることから、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものです。

それでは、本規約の改正内容につきまして、別紙資料4ページ、議案第53号別紙資料、福島県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表によりご説明いたします。別表第2（第4条関係）におきまして、現行の（1）から（6）を改正案の（1）から（6）に改めるもので、現行の（2）及び（3）の「被保険者証及び資格証明書」を、改正案「資格確認書等」とするものです。

また、附則におきまして、この規約の施行日を令和6年12月2日とするものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時47分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 高 橋 実

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和6年9月18日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

認定第 1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 安藤正純君
3番 平山勉君
5番 渡辺正道君
7番 宇佐神幸一君
9番 渡辺三男君

2番 辺見珠美君
4番 佐藤啓憲君
6番 高野匠美君
8番 高橋実君
10番 堀本典明君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	斉藤一宏君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事	會務	事務局	局長	遠	藤	博	生
議副兼	會庶務	事務係	局幹長	杉	本	亜	季
議庶	會務	事務係	局主事	高	橋	優	斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○教育委員会委員就任挨拶

○議長（堀本典明君） 日程に入る前に、昨日教育委員会委員の同意をいただきました佐藤教宏さんよりご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時00分)

再 開 (午前 9時00分)

〔教育委員会委員（佐藤教宏君）入場〕

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

佐藤教宏さん、壇上にてご挨拶お願いいたします。

〔教育委員会委員（佐藤教宏君）登壇〕

○教育委員会委員（佐藤教宏君） おはようございます。このたび教育委員としてご同意いただきました佐藤教宏と申します。教育委員という重責を担うことになりまして、改めて職責の重さに身の引き締まる思いであります。2人の子供を育てる保護者として、子供たちが明るく楽しく過ごせる教育環境づくり、また生涯学習を通じて町民の皆様が生きがいを持っていただき、富岡町に住んでよかったと思っていただけるような、そんな教育を、微力ではありますが、尽力してまいりたいと思っております。皆様の指導をいただきながら職責を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

〔教育委員会委員（佐藤教宏君）退席〕

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 安 藤 正 純 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、認定第1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第7号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、会計管理者より、一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（齊藤一宏君） おはようございます。それでは、令和5年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧ください。初めに、令和5年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出予算につきましては、出納閉鎖期日である令和6年5月31日をもって出納を閉鎖し、地方自治法第233条第1項の規定により歳入歳出決算を調製後、関係書類を添えて令和6年7月3日付で富岡町長に提出しております。

それでは、概要についてご説明いたします。1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。まず初めに、歳入についてご説明いたします。予算現額188億3,181万8,000円に対し、調定額は190億4,756万7,974円、収入済額は189億5,047万8,267円であり、予算現額に対する収入割合が100.62%、調定額に対する収入割合は99.50%でした。調定額に対し収入未済となった総額は9,558万2,587円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、不納欠損の総額は150万7,120円であり、内訳は記載のとおりとなっております。収入済額のうち基金からの繰入金総額は30億4,103万8,677円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。2ページを御覧ください。予算現額188億3,181万8,000円に対し、歳出総額は179億9,266万7,241円であり、予算現額に対する執行率は95.54%でした。なお、この歳出総額には、令和6年第3回富岡町議会6月定例会でご報告いたしました令和6年度へ繰り越した事業費4億2,536万7,000円が含まれておらず、参考としてこの繰越事業費を歳出総額に加えると184億1,803万4,241円となり、予算現額に対する執行率は97.80%となります。

次に、不用額の総額は4億1,378万3,759円であり、50万円以上の不用額が生じた件数は97件、款ごとの件数は記載のとおりとなっております。予算流用につきましては69件、718万1,000円、予備費充当は11件、1,935万9,000円でありました。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額189億5,047万8,267円、歳出総額179億9,266万7,241円、歳入歳出差引額9億5,781万1,026円、次年度へ繰り越すべき財源3億5,000万7,500円、実質収支額6億780万3,526円、基金繰入額3億400万円となっております。

令和5年度財産に関する状況につきましては、令和5年度富岡町歳入歳出決算書154ページから161ページへ記載のとおりとなっております。

次に、特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。なお、特別会計における説明は、3、実質収支の状況の実質収支額のみとさせていただきます、その他は記載内容をご確認くださいようお願いいたします。

それでは、3ページから4ページをお開きください。令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の実質収支額は2億2,454万4,786円です。

5ページから6ページをお開きください。令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は1,187万2,571円です。

7ページから8ページを御覧ください。令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は425万2,309円です。

9ページから10ページをお開きください。令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は2,519万3,755円です。

11ページから12ページをお開きください。令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支額は102万196円です。

13ページから14ページをお開きください。令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は63万8,813円です。

以上で令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願いいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、皆様のお手元の資料、令和5年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

1 ページをお開きください。令和5年度決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和5年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。令和5年8月5日月曜日、6日火曜日、7日水曜日までの3日間。

2、審査の基本方針。令和5年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的、経済的、合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用の状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にして審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、令和6年7月31日までに町長から送付された令和5年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果を収めたものと認めた。また、令和6年7月29日に町長から送付された令和5年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括。5、審査内容、6、補助金の審査について、7、基金の運用及び管理状況について、8、財産に関する状況については、各項目にコメントをしておりますので、お読みください。

11ページのむすびを朗読いたします。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さをもって事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町においては、帰還困難区域を除く避難指示が解除されてから7年5か月が経過し、また昨年は

4月に夜の森地区、11月に小良ヶ浜・深谷地区の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。現在は、本年2月に国の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、町内全域の避難指示解除に向けた取組が進められるとともに、既に避難指示が解除されている区域においても震災前のにぎわいが徐々に戻りつつあるものと感じられる。引き続き、町の復興、創生に向けた様々な施策とその施策の実現に向け、本町を取り巻く情勢や状態を踏まえた行財政運営が求められるところである。

令和5年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入189億5,047万8,267円、歳出179億9,266万7,241円、特別会計が歳入47億4,833万1,382円、歳出44億6,680万8,952円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では、歳入236億9,880万9,649円、歳出224億5,947万6,193円となっており、総体的にはおおむね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が昨年度よりも0.9ポイント減となるマイナス2.6%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は13億8,987万9,000円で、前年度より2億9,102万9,000円減少するなど、着実に財政の健全化が図られていると評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が9,558万2,587円となっており、その内訳は町税2,711万2,877円、使用料及び手数料1,332万4,600円、国庫支出金2,692万110円、県支出金2,734万500円、諸収入88万4,500円となっている。

これらのうち、繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、町税及び町営住宅使用料が大半である。受益者負担の公平性の観点に加え、今後納税意識の低下や特例期間終了による税負担の増加などによる滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、外部の意見等を取り入れながら適正な法的対応も含め、滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において収入額が予算額を下回る項目が散見され、総額で8,345万5,982円の歳入欠陥が生じていたが、内容を聴取した結果、本件については逡次繰越や繰越明許を起因とするもので、これによる歳入不足は問題がないものと判断する。しかし、予算に対する歳入の不足は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入不足を生じさせることのないよう、引き続き適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が4.46%で、不用額の総額は4億1,378万3,759円となっており、前年度より割合及び不用額は減少している。不用額を出す要因としては、年度末まで支出の可能性があるため、予算を確保しておくべきものや、事業の改善、工夫による節減によるもののほかは、過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となるものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず減額補正せず、安易に不用額を生じさせている事案については改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再分配を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

また、各種補助事業については適正に執行されているものと認識しているが、その一方で当初予算に計上されているにもかかわらず、執行されていないものも散見される。予算執行の実績がない補助事業については、法令等の規定に基づくやむを得ないものを除き時代のニーズ等を踏まえた精査を行い、必要に応じて廃止を含めた見直しを図るべきものと感じたので、あえて言及する。

一時期ほどではないにせよ、震災前と比較して飛躍的に予算規模が増大している状況に変わりはないが、第2期復興・創生期間の終期を目前に控え、その後の復興財源の見通しがいまだ示されていない状況下において、これまで以上に慎重かつ綿密な予算編成とその執行に努めていく必要がある。過去に申し上げてきたとおり、明確な事業計画に基づく精密な予算見積りによる予算計上、情勢の変化に伴う更正や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心がけていただくとともに、その執行に当たっては前例踏襲とすることなく、柔軟な創意工夫による地方自治法の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。さらには、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、引き続き職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策強化を要望する。加えて、資料作成の過程での単純な確認漏れやイメージミスと思われる事例が目についた。全ての業務に共通することだが、担当者のみならず、その上司も確認を怠ることなく、確実な業務執行に努めていただきたい。

前述のとおり、復興財源の見通しが不透明な中、限られた財源を有効に活用し、健全で将来にわたる持続可能な行財政運営を目指すためには、本町を取り巻く環境を十分考慮された財政運営における中長期的な展望が必要である。現在、町の財政計画を策定中のことであるが、町の実情に即した実践的な計画を策定いただくとともに、全職員共通の認識の下、計画の実行に取り組んでいただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和5年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（堀本典明君） それでは、この際お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後、休議をし、現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

現地調査の詳細については、事務局長より報告させます。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時32分）

再 開 （午前 9時33分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

それでは、先に野菜集出荷施設、次に放課後児童クラブの現地調査を行いますので、各自速やかに集合していただきますようお願いいたします。

それでは、10時45分まで休議します。

休 議 （午前 9時33分）

再 開 （午前10時43分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 次に、歳出の部に入ります。48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 62、63ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 64、65ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 66、67ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 68、69ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 70、71ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 72、73ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 74、75ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 76、77ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 78、79ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 80、81ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 82、83ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 84、85ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 86、87ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 88、89ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 90、91ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 92、93ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 94、95ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 96、97ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 106、107ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 108、109ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 110、111ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122、123ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 128、129ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 130、131ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 132、133ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 134、135ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 136、137ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 138、139ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 140、141ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 142、143ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 144、145ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 146、147ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 148、149ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 150、151ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 153ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 154、155ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 156、157ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 158、159ページございませぬか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 160、161ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 総括ではないのですが、聞き漏らしたものですから、まず107ページの鳥獣被害防止の緊急対策事業費ですか、5年度鳥獣処分運搬費が入って増額になったために駆除隊は少し安心しているのかなと思うのですが、これの実績を教えてください、捕まえた頭数とか。そういう実績を教えてください。

あと、1点なのですが、同じページの007地域おこし協力隊事業742万9,000円、前年度からこういう事業を引き続きやっていますが、これなかなか中身見えてこないものですから、多分ブドウ畑とかそっちに行っているのかなと思うのですが、それも教えてください。

あと……すみませんね、聞き漏らしばかりあって。あと、富岡町の防火防犯パトロール事業なのですが、今消防団でやっている……これパトロールですか。パトロール員報酬、これ委託でありますよね。その部分で聞きたいのですが、消防団員は定年がありますよね。その定年制のことで、消防団員がますます減っていく中、ましてや町内にいる消防団が少ないときに定年制にしていると、なかなかそういう事業に協力する人が減っていくのではないかなと思って、その辺の考え方を教えてください。例えば定年を延長するよとか、防犯パトロールであれば定年なしで、できるだけ地元にいる人に参加してほしいとあって、あろうかと思うのですが、その辺をお聞かせいただければありがたいです。

その3問ですか、よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご質問いただきましたまず1点目、有害鳥獣駆除でございます。令和5年度の実績を申し上げます。有害鳥獣駆除でございますが、避難指示解除済みの地区を町事業として展開し、帰還困難区域は、国事業として実施しております。トータルで申し上げます。イノシシを17頭捕獲いたしました。小動物が262頭、合計279頭の捕獲でございます。こちらは、令和4年度と比較しまして、イノシシは頭数が若干減ったものの、小動物が100頭余り増えているという現状でございます。こちらについて、先ほどご質問いただきました搬送していくという流れでございます。実績は以上でございます。

続きまして、地域おこし隊の中身がというご質問いただきました。ご質問いただいた中身のとおり、現在地域おこし協力隊はワインドメニューにおこし隊としての活動を展開しております。2人が活動しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 守り隊のパトロールに関してのご質問でございますが、こちらにつ

きましては消防車両を運転するという関係もありますので、消防団員でなければならないということになるかと思えます。なおかつ、今現在18名の方が活動をされています。

65歳定年というのは消防団の定年ということでの年齢制限がございますので、今現在そのような対応をさせていただいています。ただ、今議員からご質問いただきましたように、65歳の方がやはり定年を迎えると守り隊としての活動ができなくなるということに対しまして、消防団の中でもこの定年制について事務局も含め検討しているところではございますけれども、今現時点では定年制ということの検討段階でありまして、現実的に何か延長しますというような形の方針にはまだ至っていません。今現在は、募集をいただいて、会計年度任用職員という形で守り隊の業務に従事していただいておりますけれども、この募集についてほかにそういった方々やはり年齢とともに消防団員の減少という形で、継続するのに支障があるという団員になることを懸念しながら、検討しているという状況でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 鳥獣被害に関しては、これ始まった頃から見ると、始まった頃は400頭とか500頭という数のイノシシを捕獲して、小動物はあんまり数的にはいなかったのかなと思うのですが、全く逆になってきて、1頭幾らの報奨金ではなかなかもう採算が合っていないという状況の中で5年度は運搬費が増額になったというケースで、ある程度は駆除隊でも理解しているのかなと思うのですが、ますます減っていく一方だと思うので、やっぱりその辺もいろいろ今後どうやっていくのか考えていかななくてはならないと。駆除隊の人たちも、ほとんどの人が町外から来るわけですから、大変な思いしてやっているということはあろうかと思えますので、ぜひその辺の待遇を今後また引き続き考えていっていただきたいと思います。

あと、駆除隊はワインドメニューに2人行っているということで、なかなかその実績が見えてこないんですが、やっぱりブドウを育てるプロパーが多分行っているんだと思いますので、よりよいブドウができるのかなと思って、ワイン工場とか建物の新築も始まったのかな、もう。そういうこともありますので、富岡町の産物になるのかなと思いますので、ぜひその辺を期待していますので、効果を発揮していただきたいと思います。

あと、消防なのですが、今現在消防団に入る人がほとんどいないと思うのです。そういう中で、減る一方の状況が見えていますので、その定年制、65まで上げて、またそれを68とか70まで上げていいのかって、そういういざというときの疑問もありますが、やはり必要であれば消防団が一番地域に密着しておりますので、ぜひ長く続けてほしいという意味で、人材不足でできなくなったのでは困りますので、その辺も定年の延長も一日も早くやっぱり答えを出さないとまずい状況なのかなと思います。ましてや、今富岡町で生活している消防団員何人か分からないですが、かなりやっぱり少ない状況の中でほとんど町外から来ているということだと思えますので、その辺も一日も早く答え出していただ

ければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご助言ありがとうございます。

まず、有害鳥獣の件で申し上げますと、先ほど議員おっしゃったとおり、イノシシと小動物が逆転しているような現状であります。また、震災直後で始まったときは四百五、六十頭捕獲したという実績から言えば大幅に減少しております。近年は豚熱等がありましてイノシシが減少しているという傾向がございましたが、最近の調査によりますとその抗体を持っているイノシシが増えつつあるという状況がございました。加えて、小動物は家屋の除染解体に伴ってすみかがなくなってきたということもありまして、これからまた少なくなってくるだろうという見解を持っています。いずれにしても、農作物、それから家屋等に被害を及ぼす有害鳥獣を捕獲するという事は一つの策でございますし、それに活躍している実施隊の皆様のご協力なしではできないと思っておりますので、引き続きこの事業は展開してまいりたいと考えてございます。

続きまして、地域おこし隊のプロフェッショナルなお二人が今現在富岡町で活躍されております。今後に期待をということをご本人たちにお伝えさせていただき、しっかりとその点を頑張っただけでなく、いいワインを造っていただくことを申し伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 消防団の関係につきましては、他町村の状況もいろいろと調べさせていただいて、取組状況、それから機能別分団というような新たな手法というようなお話もありますので、そういった事情をいろいろと調べながら対応してまいりたいと思います。

それから、守り隊につきましても、3名6班体制で18名という中で活動していただいていますけれども、今現在消防団員の方で守り隊に入りたいという方の声も少なからずあるところもあります。実際今18名、年齢的に65歳という決めがございまして、65歳で今年何名該当するのかというようなことも見ながら、実際守り隊として活動ができなくなるのは一番まずいということもありますので、その辺も鑑みながらいろいろと総合的に検討してまいりたいと思います。よろしく願います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 125ページの、すみません、防犯カメラのリース料。その防犯カメラなのですけれども、町内には何台で何か所あるのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 道路沿いに46台、上下線で92台という形になります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。このリース料の中にも、管理、メンテナンス料も入

っていらっしゃるのかどうか。

それと、あと今後この台数はそのままずっとしばらく続けていくのか、途中で見直ししてもう少し台数を減らすのか、増やすのか、そういうお考えというか、計画っておありなのかどうかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 防犯カメラにつきましては、どうしても今の町全体の防犯等に資するために現状維持で継続するものであるのですが、この費用につきましては国からの補助を活用させていただいていますので、その国からの補助、さらには現場の状況を鑑みながら現状維持の数で推移していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） この防犯カメラに関しては、町の職員の方も再度そういう確認とかきちとなさっていらっしゃるのか。ただ業者に任せているのではなくて、カメラ自体が違う方向を向いていないとか定期的な目視というか、町で確認されているのか、それを最後にお聞きします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 防犯カメラの運用につきましては、数が多いものではありませんけれども、そのカメラの状態については確認しながら進めているところであります。

なお、警察からのそういった案件についても対応すべく、適正な管理に努めているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和5年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件

を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。168ページをお開きください。168、169ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 170、171ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 172、173ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。174、175ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 176、177ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 178、179ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 180、181ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 182、183ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 184、185ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 187ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 188、189ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。196ページから207ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 203ページに関連するのですけれども、ここで聞くしかないのかなと思って。大菅特環のやつなのですけれども、今年の3月31日までの間で大菅特環の排水関係の工事は一切全部終わって公共に接続していると思うのですけれども、大菅特環のときに公債費、長期債元金と利子償還金関係、そういうものあったのかなかったのか。あったとすれば、公共にスライドしているのか。しているとすれば、特環と公共と農集排は中身の単価関係も変わっていくと思うのですけれども、そこら辺どう公共の単価に置き換えて、公共へ移行したのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。

特環下水道につきましては、起債の償還、これにつきましては完了してございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課長（大森研一君） 起債の償還につきましては完了しております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これとは合わないかなって、ごり押しして合わせてもらいたいのですけれども、エス・バイ・エル住宅の捉え方。民間の下水道が駄目になって、処理場が駄目で、浄化槽をあっせんして浄化槽に補助出していますよね。最近のあそこの敷地のエス・バイ・エル全体を見ると、結構新築住宅が増えているのです。そういうことから考えていくと、自然に優しい政策を掲げるのであればやっぱり下水道なのかなと思うのです。あれは民間だったものですから、なかなか行政は関与できないのかなとは思いますが、その辺は何とか管理をして、下水の処理場を整備して、再度下水道にするということは不可能なのですか。といいますのは、体育館のあそこの一連の施設、トイレも結

構あると思うのですが、あの辺一帯がまだまだ下水道に接続できないでいるのです。富岡町で他の町村から見ても有数の体育施設あそこに全部そろっていますので、あの辺はやっぱり今から人口増につながる要因だと思えますので、そういう整備が考え方として必要だと思うのですが、行政ではどう考えているのか。もうあれは富岡町のことで、合併浄化槽で、ああ、いいのだよという考え方なのか、多分現在はそういう考え方なのでしょうけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。

エス・バイ・エルと言われているところにつきましては経緯がございまして、合併浄化槽といえますか、皆さん共同で管理していた浄化槽がございました。こちらにつきましては何年か前に、もう面倒を見切れないということで組合からお話がございまして、今まで確かにやれなかったのですが、今後あそこに住まわれる方、生活される方につきましては、合併浄化槽の補助金を捻出するというところで町としての方針を決定させていただきました。

さらに、今言われているのは、公共下水道への接続、また新たに処理場建設ということがございます。いずれにしても、まず公共下水道への接続ということに関しても、国道を経由して、それで今ある既存の管に接続するということになると大変な費用がかかるということになってございます。費用対効果、そういったことを考えると今のところ非常に難しいという判断をしているところでございます。

それと、総合体育館などの施設につきましては、野球場のトイレにつきましては、今農業集落排水事業小良ヶ浜地区に接続してございます。それ以外の施設につきましては、今言われたように個別の合併浄化槽で設定しているところでございます。こちらにつきましても、どうしても高さの関係でこちらに接続することはできないような状況でございます。であれば今言った公共下水道にということになれば、また同じ話になってしまうのですが、大変費用がかかってしまうということで費用対効果が見込めないかなというところでございます。検討はしてまいります、非常に難しいということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今の考え方はそれで正解なのかなと、今までもそうやってきたわけですから。ただ、やっぱり富岡町でも開ける地域をいつまでも浄化槽にしておくのかという疑問点が生まれるのです。そういうことから考えると、確かに下水となって費用対効果考えれば今の状況ではとても採算は取れないような状況だと思えますけれども、下水道にすることによって地価も上がるし、見方ね。住みたいという人も私は増えてくるのかなと思うのです。だから、この下水道を運用していくだけの費用対効果だけを考えているのではなくて、やっぱり全体的な費用対効果を考えて、あの辺一帯は一日も早く農業集落でも下水道でも、6号線経由するというのは公共下水で

は大変なのかなと思いますので、農業集落であればポンプアップにすれば幾らでもできる話ですので、その辺は当然視野に入れて私は考えるべきだと思います。今までの考え方も理解していますから、その辺は強く要望しておきます。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。先ほどと繰り返しの答弁となってしまいますが、全体的なことバランスよく考えさせていただきまして、議員おっしゃるようなことになれば町もよくなると思いますし、できることをやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。214ページから225ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。232ページをお開きいただきたいと思います。232、233ページ
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 234、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 236、237ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 238、239ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。240、241ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 244、245ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 246、247ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 248、249ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 250、251ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 252、253ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 254、255ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 257ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 258、259ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。266ページから275ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。282ページから287ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,798万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億8,216万8,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金4,677万6,000円の増額は、定

額減税に係る減収補填特例交付金4,677万6,000円の増によるものです。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料5万5,000円の増額は、農業農村振興施設使用料3万9,000円の増、公園使用料1万5,000円の増、総合福祉センター使用料1,000円の増によるものです。

第14款国庫支出金3億8,904万9,000円の減額は、第2項国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金700万9,000円の増などに対し、福島再生加速化交付金4,611万1,000円の減、教育支援体制整備事業費交付金405万1,000円の減などにより4,239万9,000円の減、第3項国庫委託金において、対象事業費の減に伴う福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金3億4,665万円の減により3億4,665万円の減となったことによるものです。

第15款県支出金、第2項県補助金449万8,000円の増額は、新規就農者育成総合対策事業補助金375万円の増、老人クラブ助成事業補助金53万3,000円の増、妊婦にやさしい遠方出産支援事業費補助金32万4,000円の増などによるものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入61万8,000円の増額は、奨学資金貸与基金預金利子60万円の増などによるものです。

第18款繰入金6,629万8,000円の減額は、第1項特別会計繰入金において、歳入歳出予算調整による介護会計繰入金920万3,000円の増、国保会計繰入金381万3,000円の増、後期医療会計繰入金87万4,000円の増、介護サービス会計繰入金63万8,000円の増により1,452万8,000円の増、第2項基金繰入金において、充当事業費の精査により、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）が1,516万7,000円の増となったのに対し、福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）5,367万3,000円の減、公共用施設維持基金繰入金（廃炉交付金分）2,202万円の減、町勢振興基金交付金2,000万円の減などにより8,082万6,000円の減となったことによるものです。

第19款繰越金、第1項繰越金2億5,380万3,000円の増額は、令和5年度歳計剰余金から翌年度へ繰り越すべき財源及び地方自治法第233条の2の規定による基金積立金を控除した2億5,380万3,000円を予算計上するものです。

第20款諸収入、第4項雑入9,161万1,000円の増額は、交付額決定に伴う電源地域振興・みらいを創る市町村支援事業助成金3,170万7,000円の減に対し、原子力事故損害賠償金9,595万7,000円の増、学びの森屋根工事に係る建物保険金収入1,711万6,000円の増、サテライトオフィス利用料439万円の増、福島県12市町村教育復興推進事業委託費356万7,000円の増、町有林伐採補償料228万8,000円の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページから5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費11万4,000円の増額は、職員給与費の整理、調整による給与費11万4,000円の増によるものです。

第2款総務費1億8,793万8,000円の増額は、第1項総務管理費において、福島再生加速化交付金基金積立金（経産省）5,367万3,000円の減、職員給与費の整理、調整により給与費3,448万4,000円の減、

公共用施設維持運営基金積立金（廃炉交付金）2,000万円の減に対し、行政財産維持基金積立金1億円の増、町勢振興基金積立金9,595万8,000円の増、制度改正に伴うシステム運用支援等委託料2,412万9,000円の増、過年度精算に係る国庫支出金等返還金1,824万2,000円の増、財政調整基金積立金1,611万1,000円の増などにより1億8,034万6,000円の増、第2項徴税費において、職員給与費の整理、調整による給与費858万2,000円の増、町税賦課システム管理委託料50万9,000円の増により909万1,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において、職員給与費の整理、調整により給与費94万4,000円の増、電子申請システム利用料50万円の増に対し会計年度任用職員給与費280万円の減となったことなどにより135万6,000円の減、第5項統計調査費において、給与費14万3,000円の減となったことにより、総務費総額では1億8,793万8,000円の増額補正となったものです。

第3款民生費1,378万3,000円の増額は、第1項社会福祉費において、新たな経済に向けた給付金700万9,000円の増などに対し事業費精査等による介護保険及びサービス事業特別会計繰出金1,422万2,000円の減などにより554万8,000円の減、第2項児童福祉費において、児童手当支給事業費の高校生分1,680万円の増や児童福祉事務所経費175万5,000円の増などにより1,852万5,000円の増、第3項災害救助費において、給与費83万円の増などにより80万6,000円の増となったことにより、民生費総額では1,378万3,000円の増額補正となったものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費2,148万5,000円の増額は整理、調整により給与費2,298万9,000円の減、会計年度任用職員給与費683万円の減となる一方で、予防接種事業費4,717万6,000円の増、母子保健事業費236万2,000円増となったことなどによるものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費1,840万3,000円の増額は、事務事業費の精査により農業集落排水事業特別会計繰出金が431万3,000円の減となる一方で、農業基盤整備促進事業費800万円の増、給与費704万8,000円の増、営農再開支援水利施設等保全事業471万円の増、農業復興対策事業費345万1,000円の増などによるものです。

第7款商工費、第1項商工費1,472万5,000円の増額は、給与費1,361万2,000円の増、原子力対策事業費56万円の増、桜保全事業費50万円の増などによるものです。

第8款土木費1,167万9,000円の増額は、第2項道路橋梁費において、道路維持管理事業費1,000万円の増、第4項都市計画費において、事務事業精査等による公共下水道事業特別会計繰出金1,132万1,000円の減に対し夜の森地区まちづくり基本構想策定に係る都市計画事業費1,300万円の増により167万9,000円の増となり、土木費総額では1,167万9,000円の増額となったものです。

第9款消防費、第1項消防費3億3,090万3,000円の減額は、福島県総合情報通信ネットワーク設備保守管理負担金746万5,000円の増、防犯カメラリース料100万円の増などに対し、請け差等により富岡町防火防犯パトロール事業費が3億3,960万3,000円の減となったことなどによるものです。

第10款教育費424万5,000円の増額は、第1項教育総務費において、職員給与費の整理、調整による給与費291万円の減などに対し会計年度任用職員給与費541万5,000円の増などにより311万7,000円の

増、第4項幼稚園費において、給与費735万円の減などにより782万8,000円の減、第5項社会教育費において、給与費337万7,000円の増、ホール運営事業費215万2,000円の増などに対し図書館事業費639万9,000円の減などにより139万4,000円の減、第6項保健体育費において、申請者増加に伴う社会教育施設利用者宿泊費補助金100万円の増、学校給食管理事務諸経費86万円の増により186万円の増となり、教育費の総額では424万5,000円の減額となったものです。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費903万5,000円の増額は、職員給与費の整理、調整による給与費900万4,000円の増などによるものです。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。6ページを御覧ください。事項、夜の森桜まつり2025イベント企画運営業務委託ほか表記載の2件、計3件について、同期間の債務を担保するため、限度額をそれぞれ2,600万円、1,546万5,000円、1億1,550万円として新たに債務負担行為を追加設定するものです。

以上が令和6年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の概要となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(堀本典明君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きいただきたいと思います。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 歳出に入ります。18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 先ほど総務課長からも説明があったのですが、9款の消防費、一番下の欄なのだけれども、当初予算から半分くらい減額で落としているのですけれども、請け差ということなのだけれども、随分見込みから金額が落ちていきますけれども、どういうふうなことでこんなに落ちたのか、その辺詳しく教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） こちらの委託料、富岡町防火防犯パトロール事業の件につきましては、3つの事業分になります。1つが町内警備の青パトロール、それから町民の自宅を訪問するパトロール、それから常駐警備ということで小良ヶ浜、深谷に3か所の監視所プラス詰所がある事業、この3事業の中で合計額が3億3,900万円ほど減額となったものでございます。こちらの事業につきましては、全て入札対応としているところでございます。

まず、1点目の常駐警備につきましては、昨年度4か月事業を実施した際の設計額、こちらを3倍にし、年額を計算して予算計上させていただきました。こちらにつきましては、事業の際参考見積りを徴取し、新たに設計をしたわけでございますが、その中で請け差がかなりの額生じたというものでございます。

さらには、町内警備の青パトロール、こちらにつきましても実際の設計額よりかなり落札率が低くなりまして、大きな金額が発生したということでございます。自宅訪問型町民パトロールにつきましても、ある程度の落札率で推移したところではありますが、この3事業のトータルしますとそれぞれ大きい部分がやはりありまして、昨年度も事業の補正額が大きかったということもありましたが、今回は前年度分の見直した部分を入れながらやったわけでございますが、ただし1点だけ人件費等の高騰ということもありまして、安全率を掛けたという部分もありましたので、その辺で予算が膨らんだというところもございます。このような点を次年度見直ししながら対応してまいりたいという考えで今現在おります。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 53ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。総括ということですが、関連しているかどうか確

認したいのですが、31ページで聞き忘れたのですけれども、保健衛生事業の中のシステム作業委託等あると思うのですが、総合健診等が始まってきますが、データのなのはこういうシステムの委託またはその中に入って行くのか、また基本的にそのシステムの中によって、これからの活用性も踏まえてなかなか人が少なくなっていくように見えるのですが、どういう問題点があるか教えてください。

あと、関係あるかどうか分からないのですが、同じく予防接種、簡単に言うと、これ今コロナも5類になって基本的には強制力はないということで、ただ一般の町民の方で有料でもいいからやりたいというような話が出た場合、町にもしお話があった場合、どういう対応をするか、しないならしないで結構ですが、あったら教えてください。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） まず、1点目の行っております健康管理システムの作業委託料でございますが、こちらにつきましては一括で管理している健康管理システムで、今年度より、乳幼児に対する健康診査の実施に係る受診票の仕様等が改正されたことに伴いまして健康管理システムの改修作業が必要となったために今回予算を増額させていただきました。この健康管理システムを導入することによりまして、今現在議員おっしゃられました少ない人数だということでございますが、その形で対応できるようにこちらのシステムをフルに活用させていただくという考えの下に実施しております。

それから、2点目のコロナワクチンの関係、今回予算書には予防接種委託料の増額ということで、こちらにつきましては今年度から新型コロナワクチンが定期接種化されたということで、65歳以上の方及び60歳から64歳の方で重度な障がいをお持ちでその対象となるような方につきましては定期接種ということで、今年の10月1日以降に1回の接種ということで、こちら富岡町におきましては自己負担2,000円で接種ができるよう現在調整を進めているところでございます。そちらのコロナワクチンの予防接種に係る委託料を今回増額をさせていただいたということでございます。なお、対象となっていない方、こちらにつきましては任意接種ということでございますので、全額自己負担によりまして接種は可能ということで国からの指示があるということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

まず、1点目につきましては、思い過ごしかと思うのですが、今回一応12月からマイナンバーに保険証等が登録されるような状況が出てくる場合、实际的に健康づくり課、福祉課の2課についてもいろんな関係があるので、基本的にこの予算でいいのかな、足りるのかなって感じたのですが、その答弁で分かりました。

あと、2点目については、内容は分かりました。ただ、一応問合せまたはいろんな面が出てくると思うので、事前の周知をする必要はないと思うのですが、何らかの形、対応策は考えていただきたい

と思います。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 1点目につきましては、今ある人数の中でしっかりできること、やれることを実施してまいりたいと考えております。

また、2点目のコロナのワクチン接種につきましても、こちら広報やホームページ等を利用して皆様方にしっかりとお知らせをしていきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時47分）

再 開 （午後 零時53分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び過年度国庫補助事業の事業精算による国庫支出金等返還金

の増額などにより、歳入歳出それぞれ2億2,471万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ23億5,700万6,000円とするものであります。

63ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金139万1,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等事業に係る社会保障・税番号システム整備費補助金の増によるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金121万5,000円の減額は、人事異動に伴う職員給与費等繰入金の減によるものでございます。

第7款第1項繰越金は、令和5年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金2億2,454万3,000円を増額するものであり、歳入合計2億2,471万9,000円を増額補正となるものであります。

64ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費12万9,000円の増額は、第1項総務管理費において、職員費128万円が減額となる一方で、マイナンバーカードと健康保険証一体化システム改修等業務委託料等の一般管理事務諸経費141万6,000円が増額となることにより13万6,000円の増額、第2項徴収費において、1万1,000円の増額、第3項運営協議会費において、1万8,000円の減額によるものでございます。

第4款保健事業費12万3,000円の増額は、第1項保健事業費において、糖尿病予防教室で使用する調理実習材料費としての消耗品費等6万4,000円を第2項特定健康診査等事業費において、通信運搬費5万9,000円をそれぞれ増額することによるものでございます。

第5款第1項基金積立金9,999万9,000円の増額は、支払準備基金積立金の増によるものでございます。

第6款諸支出金811万5,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において、前年度事業確定に伴い特例補助金等に返還が生じたことにより国庫支出金等返還金430万2,000円を、第2項繰出金において、前年度繰入金精算に係るルール分の返還金として一般会計繰出金381万3,000円をそれぞれ増額することによるものでございます。

第7款第1項予備費において、会計内調整のため、1億1,635万3,000円を増額し、歳出合計2億2,471万9,000円を増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を23億5,700万6,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。68ページから79ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,079万5,000円とするものであります。

83ページを御覧ください。初めに、歳入予算の補正についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、公共下水道事業受益者負担金を今年度収入見込額に合わせ68万円増額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により1,132万1,000円減額。

第5款繰越金、第1項繰越金において、令和5年度事業費の確定により、前年度繰越金を1,187万1,000円増額し、歳入総額として123万円の増額補正を行うものであります。

次に、84ページを御覧ください。歳出予算の補正についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持費において、配置職員の各種手当を含む給与費等精査により、123万円の増額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。85ページを御覧ください。今回、繰越明許費として令和7年度へ繰り越しする予算は、第1款事業費、第1項下水道事業費の事業名、公共下水道整備事

業であります。予算を繰り越す理由といたしましては、現在下水道事業の効率化を目的として進めている下水道施設の統廃合事業における管路整備において、鉄道事業者との協議の内容等から管路整備工事の完成時期が令和7年度になる見込みとなったためであります。繰越額は、管路工事費と当該工事費に伴う工損調査委託費を合わせまして1億2,700万円であります。

次に、86ページを御覧ください。債務負担行為の設定についてご説明いたします。現在、総務省からの要請による公共下水道事業特別会計の公営企業会計への移行を進めております。その一環で財務会計システムの導入が必要であり、来年度初めにシステムを導入するための調達手続を年度内に進めるために予算措置するものであります。対象年度を令和7年度とし、限度額を2,430万円を債務負担行為として設定するものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。90ページから99ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算各科目の増額及び減額補正であります。したがって、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ1億8,042万2,000円であり、変更はございません。

103ページを御覧ください。歳入予算の補正についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項分担金において、農業集落排水事業受益者分担金を今年度収入見込額に合わせ6万2,000円増額。

第3款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により431万3,000円減額。

第4款繰越金、第1項繰越金において、令和5年度事業費の確定により、前年度繰越金を425万1,000円増額いたします。

次に、105ページを御覧ください。債務負担行為の設定についてご説明いたします。現在、総務省からの要請による農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行を進めております。その一環で財務会計システムの導入が必要であり、来年度初めにシステムを導入するための調達手続を年度内に進めるために予算措置するものであります。対象年度を令和7年度とし、限度額570万円を債務負担行為として設定するものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。110ページから115ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第58号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、主に令和5年度の決算に伴い、本年度への繰越額が確定したこと及び認知症総合支援事業費の増額に伴う国庫支出金などの増額により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,297万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億5,632万1,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。119ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、低所得者保険料軽減負担金の前年度追加交付分として過年度分18万4,000円を増額するものです。第2項国庫補助金では、認知症総合支援事業におけるパンフレット作成等に対する補助として、地域支援事業交付金（介護予防事業）で12万5,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金では、前年度追加交付分として過年度分221万1,000円を増額するものです。

第5款県支出金、第1項県負担金では、前年度追加交付分として過年度分947万8,000円を増額するものです。第2項県補助金では、パンフレット作成等に対する補助として地域支援事業交付金（介護予防事業）で6万2,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計では職員給与費等で1,434万6,000円を減額する一方、パンフレット作成等による地域支援事業費で6万6,000円を増額することにより、合わせて1,428万円を減額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金では、令和5年度の決算により繰越金の額が確定したため、2,519万2,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において2,297万2,000円増額し、歳入予算総額を16億5,632万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。120ページを御覧ください。第1款総務費1,434万6,000円の減額は、第1項総務管理費のうち介護システムの入替え及び改修により委託料等で201万8,000円を増額する一方、職員及び会計年度任用職員給与費を1,636万4,000円減額したことによるものです。

第3款地域支援事業費においては、パンフレット作成に係る印刷製本費及び研修負担金で32万7,000円を増額するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、令和5年度決算により介護給付費準備基金積立金として1,492万5,000円を増額するものです。

第5款諸支出金の2,206万6,000円増額は、令和5年度決算により第1項償還金及び還付加算金において、国庫支出金等の返還金として1,286万3,000円、第2項繰出金において、介護給付費及び職員給与費等の一般会計繰出金として920万3,000円をそれぞれ増額したことによるものです。

以上のことから、歳出において2,297万2,000円増額し、歳出予算総額を16億5,632万1,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。124ページから138ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第59号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ101万9,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6,275万5,000円とするものでございます。

141ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款第1項繰越金において、令和5年度決算による繰越額の確定に伴い101万9,000円を増額するものであり、歳入合計101万9,000円の増額補正となるものでございます。

142ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費7万3,000円の増額は、郵便料金値上げに伴う通信運搬費の増額によるものでございます。

第3款諸支出金、第2項繰出金87万4,000円の増額は、前年度繰入金の精算により、一般会計に返還するためのものでございます。

第4款第1項予備費において、会計内調整のため7万2,000円を増額し、歳出合計101万9,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を6,275万5,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。146ページから149ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題と

いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第60号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、令和5年度の決算に伴い、繰越金の額が確定したことによる繰越金の補正であり、歳入歳出予算をそれぞれ69万6,000円増額し、歳入歳出予算総額を1,054万9,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。153ページを御覧ください。第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、会計年度任用職員給与費で5万8,000円を増額するものです。

第3款繰越金、第1項繰越金は、令和5年度の決算により確定した繰越金63万8,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において69万6,000円を増額し、歳入予算総額を1,054万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。154ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費では、第1項介護予防サービス事業費において、会計年度任用職員給与費5万8,000円を増額するものです。

第2款諸支出金、第1項繰出金では、令和5年度の繰越金が確定したことにより一般会計繰出金として63万8,000円を増額するものです。

以上のことから、歳出において69万6,000円を増額し、歳出予算総額を1,054万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。158ページから163ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時50分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時33分）

再 開 （午後 1時42分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第32号、令和6年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月18日午後1時35分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第33号、令和6年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月18日午後1時35分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第34号、令和6年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月18日午後1時36分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第35号、令和6年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月18日午後1時37分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第36号、令和6年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月18日午後1時39分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

これをもって令和6年第4回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時55分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 渡 辺 三 男

議 員 安 藤 正 純